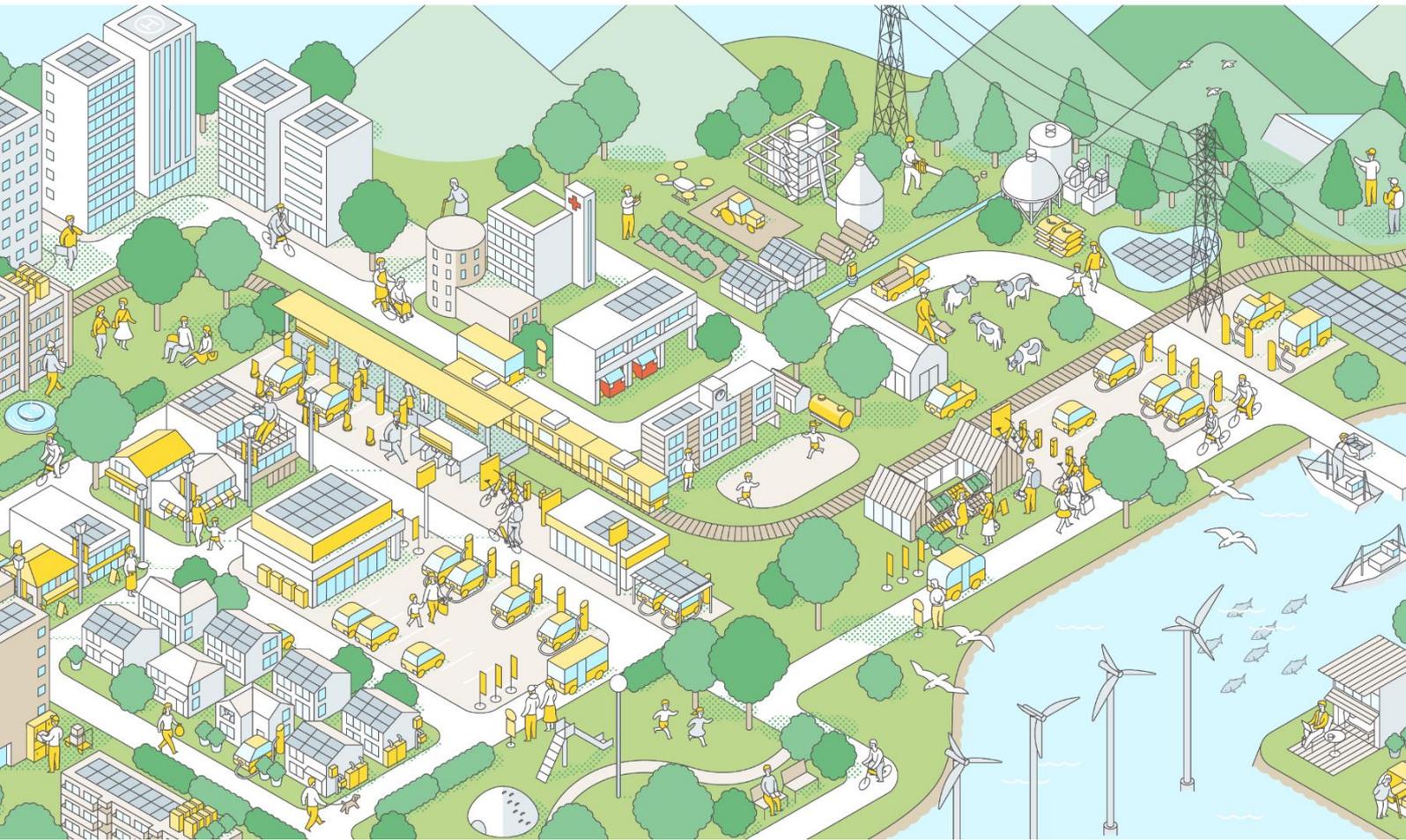


脱炭素先行地域づくりガイドブック

(第6版)



令和6年12月
環境省



脱炭素先行地域



Decarbonization
Leading Area

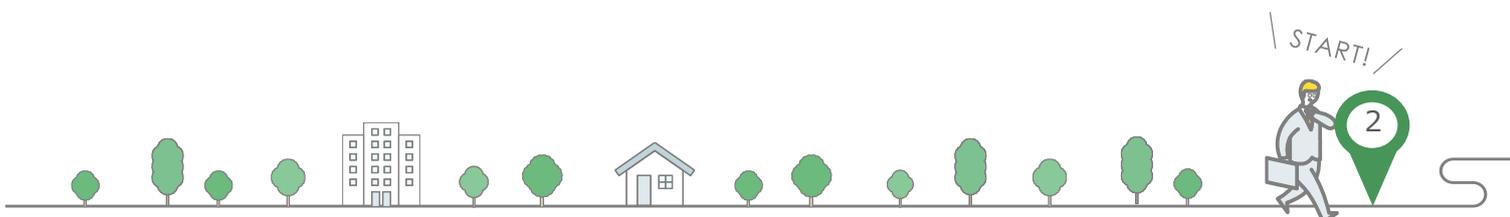
本ガイドブックの構成

本ガイドブックは、地方公共団体とステークホルダーの皆様が、脱炭素先行地域づくりを検討、申請及び実践する際の参考となる手引きとなることを目的に作成したものです。

1 章で地域脱炭素の趣旨を押さえた上で、2 章において脱炭素先行地域の趣旨及び概要を、3 章において脱炭素先行地域の計画提案づくり、4 章において脱炭素先行地域の選定要件等を、5 章以降において、脱炭素先行地域の提案手続や取組状況のフォローアップ等について確認できます。

目次

01 地域脱炭素の趣旨	3
① 地域脱炭素の趣旨とは	3
② 地域脱炭素が目指すもの	3
③ 地域脱炭素ロードマップについて	5
02 脱炭素先行地域の趣旨・概要	6
① 脱炭素先行地域とは	6
② 脱炭素先行地域に求められること	7
③ 脱炭素先行地域の選定要件とその考え方	8
④ 脱炭素先行地域の選定プロセス	9
⑤ 脱炭素先行地域の実現までの流れ	11
03 脱炭素先行地域の計画提案づくり	12
① 地域における脱炭素の取組の検討の進め方	12
04 脱炭素先行地域の各選定要件の確認・評価事項等	25
① 各選定要件の確認事項及び評価事項.....	25
05 提案手続	66
① 提案者	66
② 計画提案書及び記載事項	67
③ 提出資料の様式、提出方法	68
④ 提案に当たっての留意事項	69
06 取組状況のフォローアップ等	70
① 進捗管理・取組評価	70
② 取組状況のフォローアップ	70
07 主な関連予算（環境省等）	73
① 地域脱炭素推進交付金について	73
② 地域脱炭素推進交付金に関する注意点等.....	74
08 参考情報	80
問い合わせ先.....	81



① 地域脱炭素の趣旨とは

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合した野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

これらの目標の達成のためには、国と地方の協働・共創による取組が必要不可欠です。このため、内閣官房長官を議長とする国・地方脱炭素実現会議が設置され、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）が策定されました。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「『実行の』脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として施策を総動員するとされました。そして2030年以降も全国へと地域脱炭素の取組を広げ、2050年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指すと考えられました。

② 地域脱炭素が目指すもの

全国の各地域では、少子高齢化に対応し、強み・潜在力を生かした自律的・持続的な社会を目指す地方創生の取組が進んでいます。地域脱炭素の取組も、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして地方創生に寄与するように進めることが重要です。

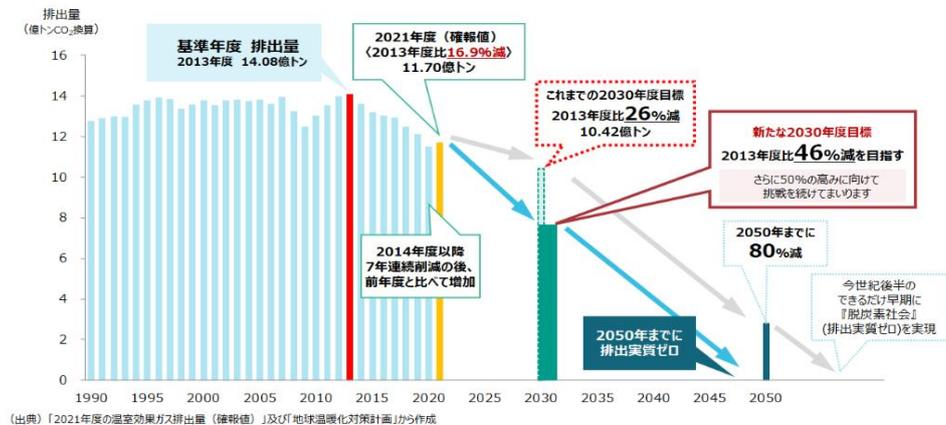
そのためには、特に地域における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入拡大が鍵となります。2018年時点で約9割の市町村のエネルギー収支が赤字となっている中（※）、地域の企業や地方公共団体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用することは、地域の経済収支の改善につながることが期待できます。

加えて、地域脱炭素の取組は、経済循環以外にも、産業振興、防災減災、未利用資源の活用等、様々な地域の課題の解決にも貢献し得ると考えられます。

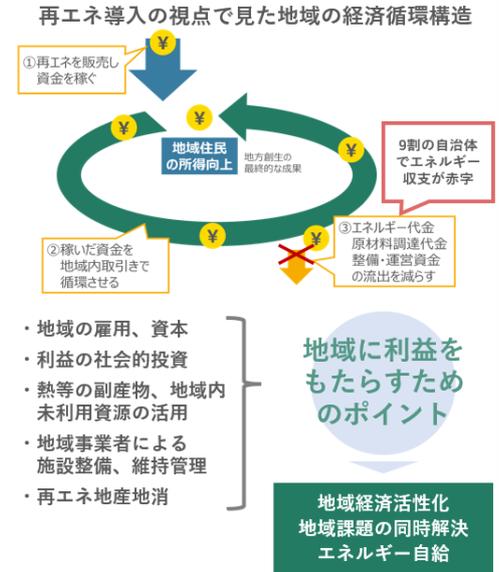
※我が国のエネルギー原料の輸入額は2023年度の1年間で約24.1兆円にのぼります。環境省において2018年度の市町村別のエネルギー代金の域内外収支について産業連関表等を用いて算出したところ、約9割の市町村で域外への支出が上回っています。また、地元の自然資源を生かして食料・木材等を賄うことは、輸送にかかるCO₂を減らすとともに、地域産業を支えることにつながります。地域資源を生かし、「消費する地域」から「生みだす地域」に移行し、その収益を地域内で再投資することで、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができます。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。従来の2013年度比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%の高み**に向けて挑戦する旨を表明。
- 2021年10月22日、「地球温暖化対策計画」が閣議決定。上記目標が政府目標に。



地域の再生可能エネルギーの活用等による地域経済への効果



(参考) 世界におけるCN宣言の状況

期限付きCNを表明する国地域の急増

COP25 終了時 (2019) 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約26%を占める

COP26 終了時 (2021) 期限付きCNを表明する国地域は154、世界GDPの約90%を占める

(参考) COP26終了時点のCN表明国地域

■ 2050年まで
■ 2060年まで
■ 2070年まで

出所: World Bank databaseを基に作成

国名	2030年時点の目標削減率 (13年比)
英国	-54.6%
スイス	-49.4%
ブラジル	-48.7%
日本	-46.0%
米国	-45.6%
サウジアラビア	-43.3%
EU27	-41.6%
カナダ	-40.4%
南アフリカ	-33.3%
韓国	-23.7%
ウクライナ	-23.0%
臺州	-18.4%
メキシコ	-0.4%
タイ	7.0%
カザフスタン	8.6%
中国	14.1%
マレーシア	23.1%
ロシア	51.8%
インド	99.2%
インドネシア	131.0%
パキスタン	234.6%

出所: RITE分析結果を基に作成

③ 地域脱炭素ロードマップについて

▼令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議 地域脱炭素ロードマップ概要資料

地域脱炭素ロードマップのキーマッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

経済・雇用
再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便
断熱・気密向上
公共交通

循環経済
生産性向上
資源活用

防災・減災
非常時のエネルギー源確保
生態系の保全

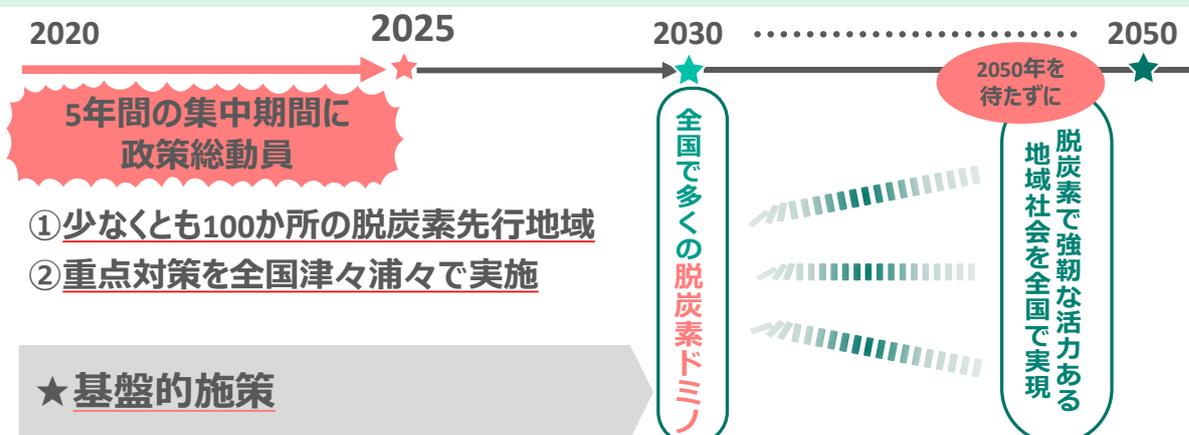
✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**

✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**（2015年度）

✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を**実行**（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの**基盤的施策**（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

① 脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出（※）の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す「『実行の』脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区等の多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしています。

※民生部門のCO₂排出量は、2030年46%削減の目標達成に向けて、家庭部門で66%、業務その他部門で50%と、他部門よりも、より一層の対策が求められています。このような中、民生部門の電力は、再エネなど今ある技術でCO₂排出実質ゼロを実現することが可能であることから、2030年に前倒して民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを達成することとしています。

▼地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

▼民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に対して、同地域内の再エネ等の電力供給量及び省エネによる電力削減量の合計が同等とすることで、実質ゼロを達成します。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量

② 脱炭素先行地域に求められること

脱炭素先行地域は、民生部門電力における取組において、2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実施するものであり、全国の先行例・模範となって、「脱炭素ドミノ」の起点になり、地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されます。

第5回までに、選定された多様な81提案が取組を実施しています。そうした中で、地域特性に応じた先進性・モデル性のある取組が、地域の課題を解決し、脱炭素と地方創生を同時実現することにつながっています。

また、脱炭素先行地域の範囲を超えて活動をし得る都道府県・地域金融機関・地域の中核企業・教育機関等を巻き込み、地域の脱炭素を推進するための基盤を構築することも、取組を横展開させるための先進性・モデル性の観点から重要なポイントとなります。

一方で、選定地域が増えるにつれ、様々な「先行事例」の要素がいわば「先取り」され、今後、新たに選定される脱炭素先行地域については、既選定提案を分析の上で、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められています。

なお、既選定81提案の先進性・モデル性については、「地域政策の観点」や、「地域資源等の活用の観点」で類型化しています。詳細につきましては、別途資料を参照してください。



③ 脱炭素先行地域の選定要件とその考え方

脱炭素先行地域の選定に当たっては、先進性・モデル性の優れた提案を評価しますが、それ以外にも、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、地域経済循環への貢献や事業性のほか、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方公共団体での再エネ発電量の割合等の観点で評価を行い、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する提案を選定します。

具体的には、第1回～第5回の選定実績や行政事業レビュー等を踏まえ、7つの観点で評価を実施します。前提となる事項と選定要件ごとに必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、地方公共団体の規模や地域特性等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

各選定要件の確認事項及び評価事項については、「脱炭素先行地域の各選定要件の確認・評価事項等」にお示します。

▼選定要件

- | | |
|---|-------------------------------|
| 0 | 前提となる事項 |
| 1 | 先進性・モデル性 |
| 2 | 地域経済循環への貢献 |
| 3 | 事業性 |
| 4 | 取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率 |
| 5 | 再エネ設備の導入量及びその確実性 |
| 6 | 需要家・供給事業者・関係者との合意形成 |
| 7 | 地域の将来ビジョンとの整合性 |

④ 脱炭素先行地域の選定プロセス

1. 選定までの流れ

環境省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募する地方公共団体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付します。その後、有識者で構成する脱炭素先行地域評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて評価を行い、その評価を踏まえ、環境省が脱炭素先行地域を選定します。

2. 評価委員会における審査の流れ

評価委員会では、書面審査のほか、必要に応じて、対面又は Web 会議によるヒアリングを行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して地方環境事務所より連絡します。ヒアリングを実施しない場合もありますので、ご承知置さください。

▼ 審査全般に関する注意事項

審査については、計画提案書等の提出書類の内容（取組内容・規模や地域脱炭素推進交付金等の活用する国費の額、スケジュール、実施体制等）のほか、審査過程において追加で提出いただく資料やヒアリング等での回答事項等も全て審査対象になります。また、これら審査対象については、内容の修正・見直し等の対応を求める場合もありますので、ご承知置さください。

具体的な審査プロセスは、以下のとおりです。

① 確認事項に関する審査

はじめに、各選定要件の確認事項について確認を行います。その確認の結果、要件を満たしていることが確認できた提案は、次のプロセスに進めます。

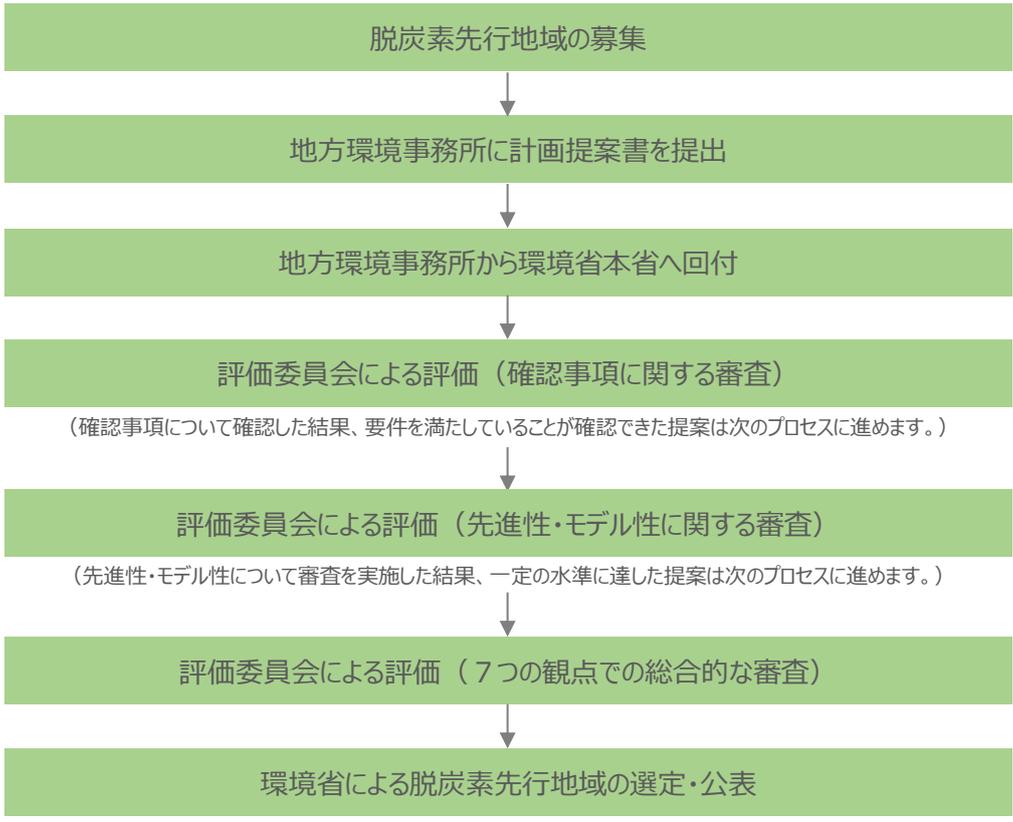
② 先進性・モデル性に関する審査

確認事項について確認した結果、要件を満たしている提案は、先進性・モデル性の観点から審査を実施します。これは、選定地域が増えるにつれ、様々な「先行事例」の要素がいわば「先取り」され、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められる中、全国の地域脱炭素の先事例・模範として、「脱炭素ドミノ」の起点になり得るかを重視しているからです。なお、脱炭素先行地域では、脱炭素と地域課題の同時解決を行い、取組の成果が地域に裨益することも重要なポイントであることから、本プロセスでは地域経済循環への貢献の観点からも審査を実施します。審査の結果、一定の水準に達した提案は、次のプロセスに進めます。

③ 7つの観点での総合的な審査

先進性・モデル性に関する審査において、一定水準に達した提案については、7つの観点により、総合的に評価を実施します。

▼選定プロセス



（※）提出された計画提案書の内容について、環境省（地方環境事務所を含む。）から関係府省庁（地方支部分局を含む。）へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

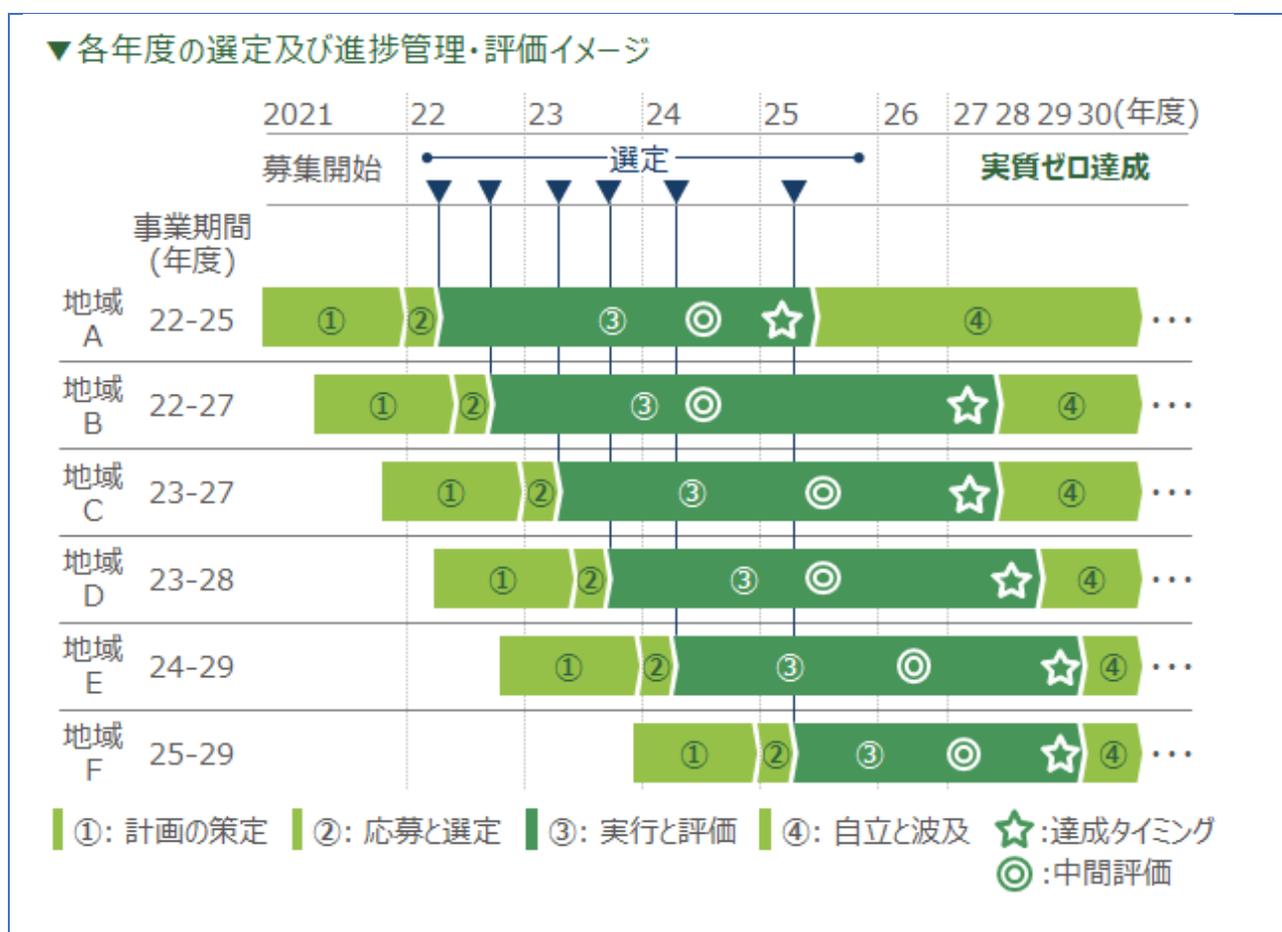
5 脱炭素先行地域の実現までの流れ

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）は、毎年度、選定地方公共団体は、取組の進捗状況を環境省に報告することとします。

環境省はその内容を確認し、必要に応じ、評価委員会において選定地方公共団体に対してヒアリングを行い、評価・分析を行います。また、脱炭素先行地域選定から3年程度をめぐりに中間評価として、地域課題解決の観点にも重点を置いた評価を実施します。

計画の最終年度末には、選定地方公共団体は、自らの取組状況や結果を評価し、環境省に報告し、評価委員会が最終評価を行います。

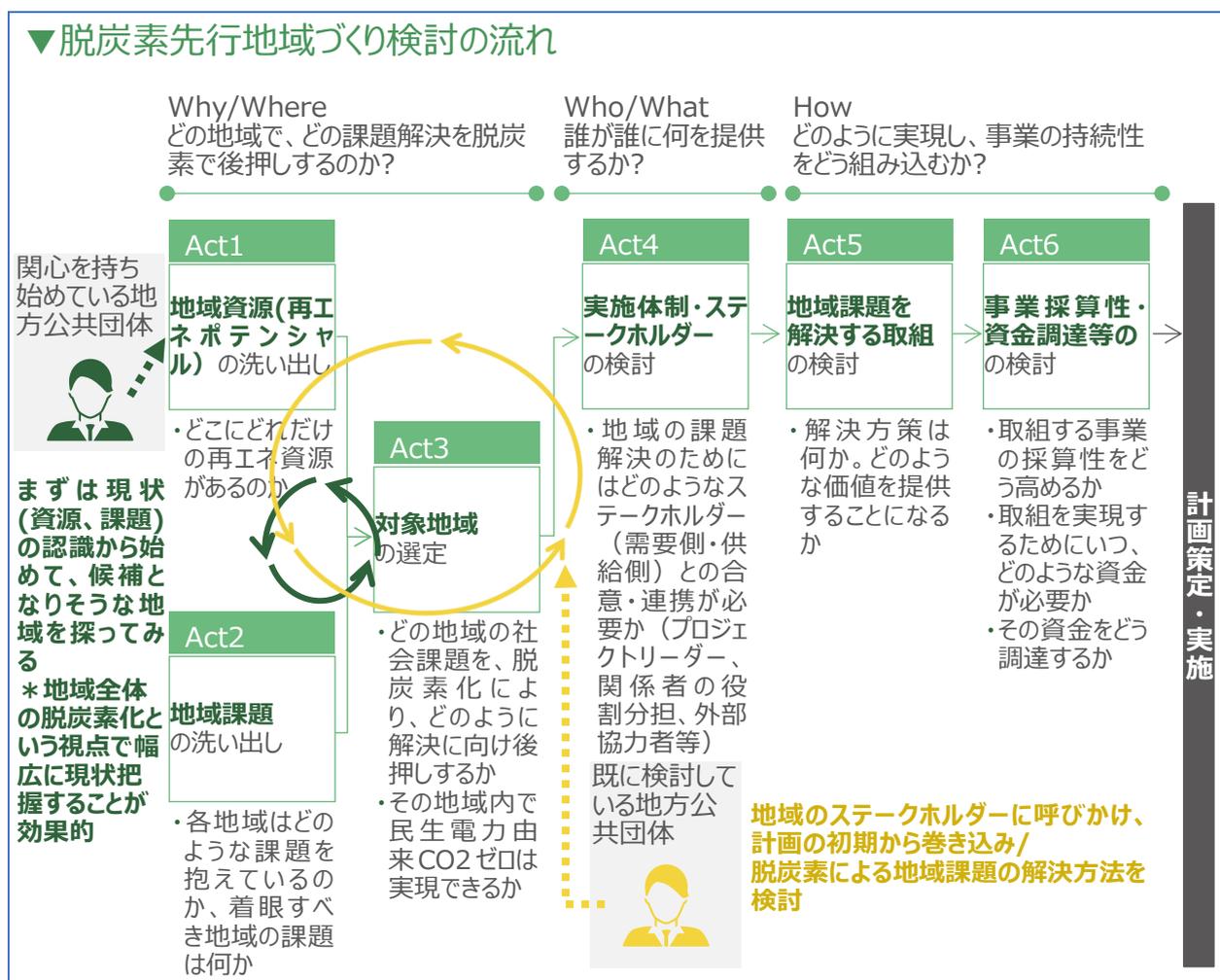
※ 進捗管理・計画最終年度の取組評価、取組状況のフォローアップの詳細については、「取組状況のフォローアップ等」をご覧ください。



① 地域における脱炭素の取組の検討の進め方

前章の選定要件に沿って脱炭素先行地域の計画を検討し、進めるに当たっては、幅広いステークホルダーと連携し、地方公共団体の状況に応じて柔軟に対応することが効果的です。再エネ・省エネの技術や制度等はめまぐるしく進展しており、一度策定した計画も、事業の進捗や取り巻く環境等の進展に応じて、新たなステークホルダーとの連携や取組の追加などの見直しを行っていくことが重要となります。また、地方創生など各施策との有機的な連携も重要です。

脱炭素先行地域づくりを進める方法の一例を、Act1～6に分けて説明します。Act1～3では、地域の資源や課題を洗い出し、どのような場所を対象地域とするか検討します。Act4～6では、脱炭素を推進するために必要な実施体制・ステークホルダーや、地域課題を解決する取組について検討するとともに、事業採算性についても検討します。



Act1 地域資源の洗い出し

このアクションでは、再エネのポテンシャルとなる地域資源の洗い出しを行います。

はじめに、電源の種類・量など、地方公共団体内で発電されている再エネの現状把握を行います。どの電源で、誰が、どこで、どのくらい発電し、自家消費又は売電(FIT／非FIT)しているかという視点で整理することが重要です。

次に、REPOS や衛星写真を使ったポテンシャルの確認に加え、関係者へのヒアリングにより、追加で創出・供給できる再エネ電力（ポテンシャルを含む。）を確認・特定します。その際、風力発電や水力発電導入（既存施設のリパワリングも含む。）の可能性、木質バイオマス資源や地場産業からの廃棄物等の活用等、太陽光以外の再エネについても十分に検討することが大切で、これらは単に地域資源の観点だけでなく、地域課題解決にもつながります。なお、地方公共団体実行計画の改定・策定の際に収集・整理した情報を活用することも検討してください。

実際に導入できるかどうかは、具体的な設置場所の検討、地元住民や事業者等の関係者との合意形成、経済合理性等を踏まえて検討することとなります。

地方公共団体内で再エネ電力供給量が不足する場合、他の地方公共団体から供給を受けられる可能性のある再エネ電力量についても情報を収集しましょう。

再エネ電力について情報を整理した後は、再エネ熱・未利用熱についても情報を把握します。太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等が調査の対象となります。

最後に、自動車・交通、農林水産業といった、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガス排出削減ポテンシャルを把握します。産業構成、活動規模、CO₂ 排出量・エネルギー使用量等を整理しつつ、現在及び将来のニーズ等も踏まえて対策を検討する必要があります。

また、再エネ電力や再エネ熱・未利用熱の情報を収集する際には、各地域で活用可能な再エネ種別ごとに導入可能量を積み上げるとともに、需要エリアとの位置関係についても整理することが重要です。



▼地域資源（再エネポテンシャル等）の洗い出しの進め方

再エネ
(電力)
資源

1 **【現状把握】**
地方公共団体内で発電
されている再エネの種類・
量を把握するよう努める

1 11MW 稼働中

例)

再エネの種類	発電主体	場所	出力規模	算定方法	自家消費等又は売電
太陽光発電	〇〇地域住宅	■地区	0.1MW	推計	自家消費等
風力発電	〇〇エナジー	△△地区	5 MW	実測	売電(3年後に卒FIT)
小水力発電	〇〇市	▲▲地区	1 MW	実測	売電(卒FIT)
バイオマス発電	〇〇組合	〇〇地区	5 MW	実測	売電(FIT)

2 **【今後の可能性検討】**
追加で創出・供給される
再エネ（ポテンシャル含
む）を把握する

2-1 再エネ発電の計画
中の整備予定量の把握

・情報入手先を検討し、効果的に情報を収集する。
例)条例等による届出、農地の一部転用許可申
請、電力会社等から情報を得る。

2-2 再エネ発電の
導入可能量の把握

・ヒアリングや REPOS 等を活用して発電整備が可能
な場所を探すなどして再エネ発電ポテンシャルを把握
し、幅広く可能性のある場所をリストアップする。



例)「地方公共団体所有の遊休地」、「埋立完了し
た最終処分場」、「営業を中止したゴルフ場」、「物流
倉庫等大規模施設の屋根」、「新興住宅地の屋根」
「小水力発電設備の候補となる用排水路」「バイオ
マス発電設備の候補となる廃棄物処理施設」等
・その上で、経済合理性、合意形成の見通しも踏まえ
導入可能量を算出する。
・なお、追加的な再エネ整備の検討に当たっては、他
地域への波及・先進性などを考慮。

2-3 他の地方公共団体・地方公共団体間の連携を含め、他地域で創出さ
エリアから供給を受けること
れた再エネを相対契約等により供給する方法等
のできる再エネの把握
検討。

再エネ
(熱)
資源

3 **【再エネ熱・未利用熱を
把握する】**

太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等が、誰によりどこでどのくらい創出
されているか、又はその予定があるか、需要エリアとの位置関係を含め把握す
る。

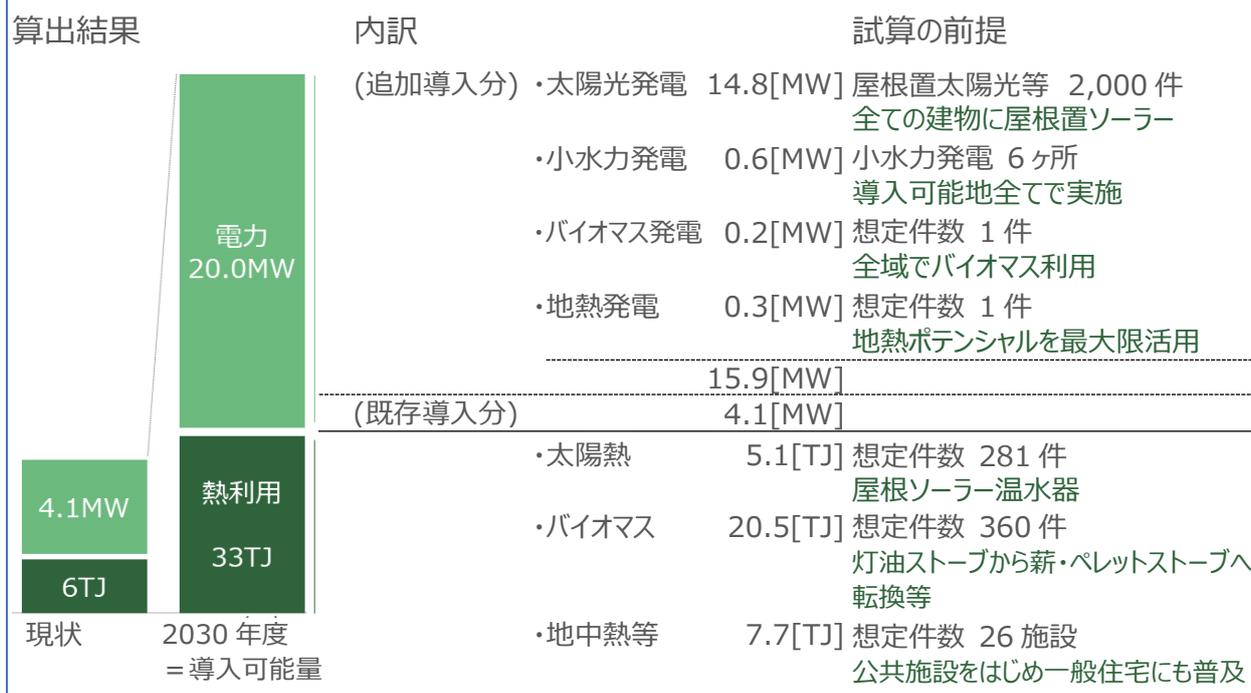
その他

4 **【温室効果ガスの排出削
減ポテンシャルの要素を
把握する】**

自動車・交通、農林水産業等の分野について、CO2 排出量・エネルギー使用
量、産業構成、活動規模等の状況を整理しつつ、現在及び将来のニーズ等も
踏まえ、対策を検討する。

なお、電気関係報告規則の改正（令和4年4月施行）により、系統を介した市町村別の電力需要量や、
再エネ設備から系統への逆潮流量等のデータが、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に対して提供され
ることに伴い、令和6年10月に資源エネルギー庁から下記のとおり公表されていますので、ご活用ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results.html

▼再エネ導入可能量の算出結果イメージ



Act2 地域課題の洗い出し

地域資源について情報を整理した後は、地域の抱える課題を洗い出します。さらに、脱炭素化に取り組むことでそれらの地域課題の解決を後押しし、地方創生につなげる方向性についても検討します。ここでは、地域課題を洗い出す方法として代表的なものを2つ紹介します。

1 つ目は、総合計画など地方公共団体の既存計画等から抽出する方法です。既存計画の担当者との意見交換を通じて課題を深掘りし、脱炭素化と地域課題の同時解決、取組の相乗効果等を探ります。それと同時に、今後の計画作成プロセスに向けたステークホルダーの巻き込みを図ることも重要です。

2 つ目は、地元住民や事業者など多様な関係者の意見から抽出する方法です。協議会等の会議やアンケート調査等を通じ、課題の背景状況等を把握し、課題の深掘りへとつなげ、脱炭素化と地域課題の同時解決、取組の相乗効果を探ります。また、再エネ事業の実施主体となりうる事業者の発掘なども同時に行います。

※ この2つの方法は、どちらかだけ実施すれば十分というものではありません。1つ目のやり方で方針を固めてから関係者の声を聴いて計画を具体化していく、2つ目のやり方で挙げた課題を既存計画と照らし合わせて、その解決が地方公共団体の政策としてどのような役割を持つのか明らかにしておくといった補完が大切です。

▼地域課題の洗い出しの進め方

対象とする地域課題の洗い出しと深掘り

課題の洗い出し

総合計画など既存の計画等から地域の課題を抽出

➡既存の計画担当部署や関係者からのヒアリングにより把握

課題の深掘り

・既存計画等の担当者との意見交換を通じ、課題を深掘りするなどして、地域課題の同時解決、取組の相乗効果を探る。

➡それを通じ、ステークホルダーの今後の計画作成プロセスへの巻き込みを図る

主たる協力者、多様な関係者による地域課題の洗い出し

地元の視点

➡住民、企業、金融機関、NPO等からの協議会や地域コミュニティの会議等を通じた多様な意見の把握

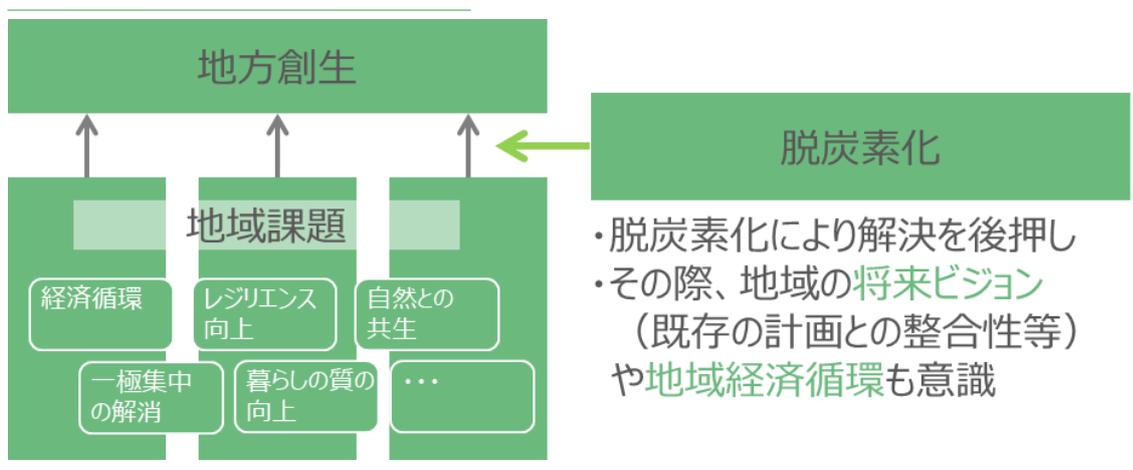
地域外の視点

➡観光客、地域外の有識者、事業者、就業者等からのアンケート調査等による多様な意見の把握

・協議会等の会議やアンケート調査等を通じ、課題の背景状況等を把握し、課題の深掘りへとつなげ、地域課題の同時解決、取組の相乗効果を探る。

➡それを通じ、再エネ事業の実施主体となりうる者の発掘など地元や地域外の方々の計画作成プロセスへの巻き込みを図る

脱炭素による地域課題解決



・脱炭素化により解決を後押し
 ・その際、地域の**将来ビジョン**（既存の計画との整合性等）や**地域経済循環**も意識

地域脱炭素の取組による地域課題の解決を検討する際には、地域の将来ビジョン、地域経済循環への貢献を意識することが重要です。

▼地域の将来ビジョンを踏まえた、地域経済循環や地域課題解決の例

①地域経済循環へ貢献する地域課題解決の例

地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者の高齢化・後継者不足による従事者の減少。 ・森林の手入れが放棄されている地域の拡大。 	未利用資源の活用、エネルギー代金の域内循環	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未利用資源を活用し、新規の地域エネルギー会社による再エネ発電事業を実施。発電した再エネ電力を、地域内需要家に供給。
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業への木質バイオマスの活用 <ul style="list-style-type: none"> - 森林資源の利活用により、林業のさらなる活性化。 - 新たな雇用創出や林業の後継者育成。 ・自治体による民有林の買い取り <ul style="list-style-type: none"> - 自治体が管理している森林の周囲にある手入れが放棄された民有林を買い取り、自治体がまとめて管理。 	新たな産業関連構築、地域の雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した供給体制を保つため、発電にとどまらない、木材加工品や建築等の地域材等林業サプライチェーン増強。木材関連産業の活性化も期待。 ・新たに発電事業を行うことで、新たな雇用機会を確保。地域人材を優先的に雇用。
		収益の地域内還元	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ電力供給により公共施設のエネルギー支出を減らして捻出した財源を市民サービスの向上に活用。 ・再エネ電力供給による地域エネルギー会社の収益の一部を森林管理に充てることで、森林の管理水準を高め、FSC 認証を取得し、森林資源の付加価値を向上させることができ、林業を活性化。

Point! 未利用資源の活用、エネルギー代金の域内循環のみならず、地元事業者の参画と育成を前提とし、取組の成果・収益がしっかりと地域に裨益するよう検討することが重要です。

②地域の基幹産業と連携した地域経済循環の例

取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み太陽光発電設備の活用 <ul style="list-style-type: none"> - 地域の基幹事業であるアルミ産業の企業と連携し、使用済み太陽光発電設備を回収して、再生アルミ資材にマテリアルリサイクルすることを検討。 ・廃アルミ材を原料とした発電 <ul style="list-style-type: none"> - リサイクルが困難な廃アルミ材を水素火力発電や燃料電池の原料として利用することを検討。 	地域の経済循環、サーキュラーエコノミー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から出た使用済み太陽光発電設備やアルミの廃材を、地元の産業において、アルミ資材や発電の原料として活用することで、地域内での経済循環を創出。 ・太陽光発電設備の導入やアルミ資材の製造から、廃棄後の再利用までを地域内で行うサーキュラーエコノミーを実現。
------------	---	----------------------------	--

Point! 廃材の回収などで地域住民の協力を得ることによって実現できる事業については、地域住民にも裨益する仕組みにすることで、地域住民の協力を得ることができるようにすることが重要です。

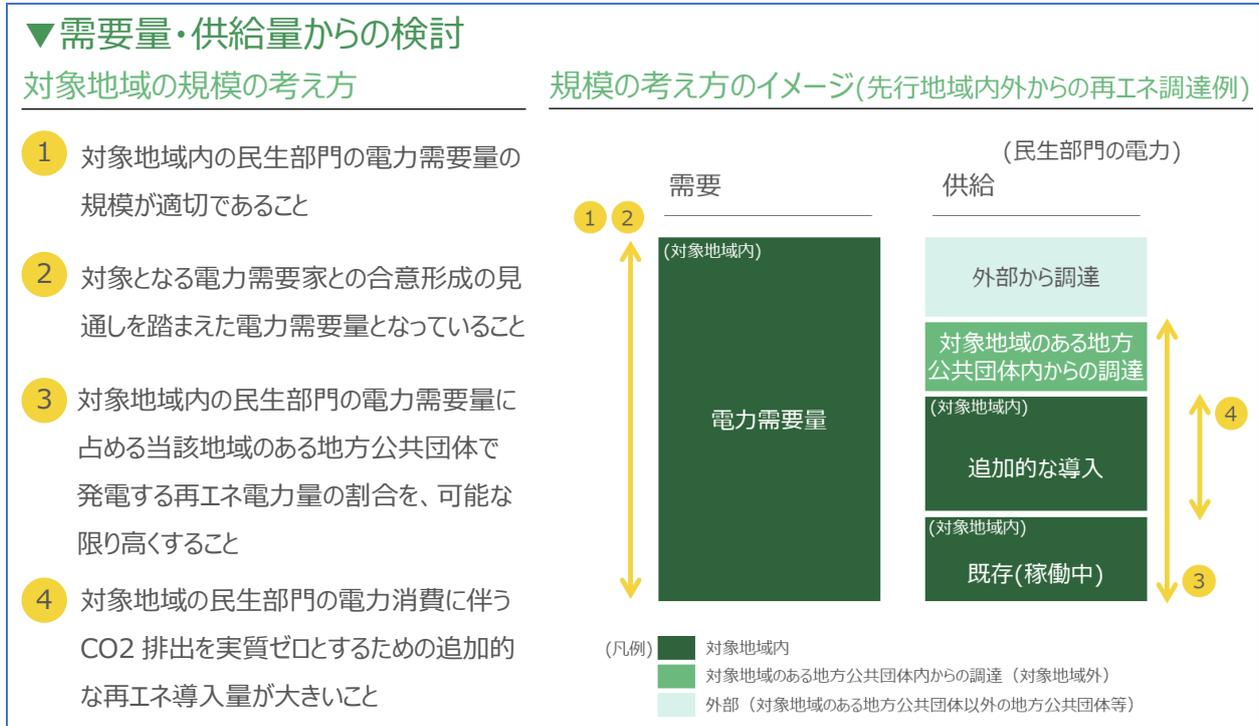
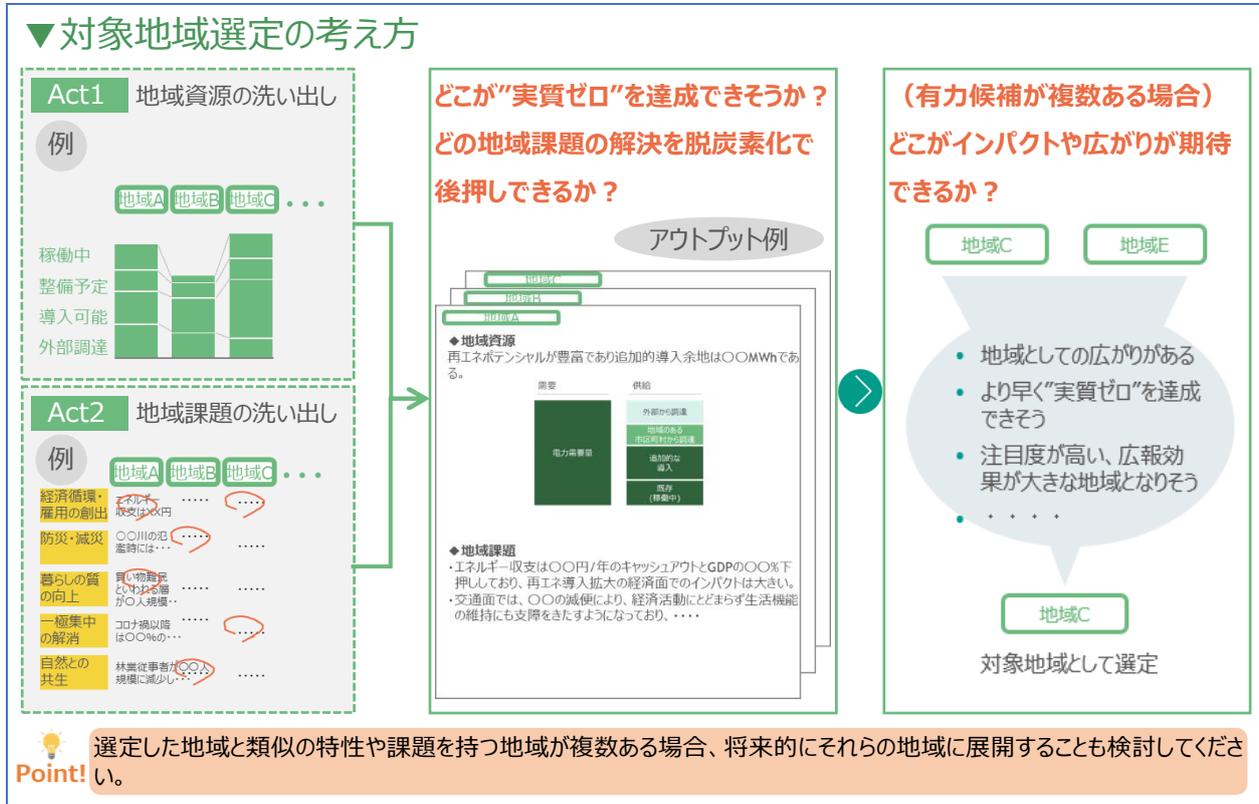
③地域の将来ビジョンを踏まえた地域課題解決の例（既存計画等との連携）

地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の商店街の店舗数、通行量の減少。 ・閉店する店舗の増加による地域の魅力低下。 	将来ビジョンと再エネ導入計画との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化基本計画」の改定に合わせて取り組もうとしている各種施策に、地産の再エネ電気利用の取組を組み合わせる。
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街を含む中心市街地の活性化を図り、2030年以降も商店街を地域の核として活用する計画を策定（20XX年策定「中心市街地活性化基本計画」） 		

Point! 2030年以降の当該地域の人口、世代構成、産業構造、各施設のあり方等を踏まえて、明確なコンセプトに基づき、計画を策定し、地域における再エネの将来的な需要量を予測するに当たっては、地域住民の世代構成を基に、店舗数や人口の変動による需要量の変化を考慮することが重要です。

Act3 対象地域の設定/対象地域の規模の検討

Act1、Act2 で特定した地域資源と地域課題に基づき、民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロをどの地域で先行して実現するか、どの地域課題の解決を脱炭素化により後押しできるか検討し、対象とする地域を選定します。



Act4 実施体制・ステークホルダーの検討

地域における脱炭素の取組の検討に当たっては、再エネ発電事業者、小売電気事業者、土地の地権者や周辺住民、地元の施工業者、金融機関など、多様なステークホルダーとの連携が必要となります。そして、事業推進には、地方公共団体が中心となり、地域内外から必要な方々を巻き込むことが重要です。

ステークホルダーとの合意形成に向けては、ステークホルダーとの関係を整理した上で、それぞれと合意するためにクリアすべき事項を洗い出してスケジュールを設定し、進捗を管理しながら協議を進める必要があります。

なお、需要家となる住宅や民間施設の所有者、管理者等との合意形成については、電力切替えにかかる負担や効果まで説明し、理解を得られていることが重要です。需要家との合意形成についても、スケジュールを設定し、進捗を管理しながら協議を進める必要があります。

▼多様なステークホルダーとの連携・体制

多様なステークホルダーとの連携例

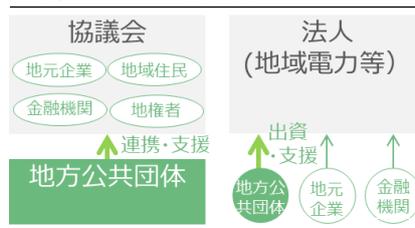


各組織の体制例

地方公共団体内の体制



協議会・法人の体制例



⇒地方公共団体内の各部局の統括、各ステークホルダーとの連携の中核となる人材については、専門人材の地方公共団体への派遣制度での補完も選択肢

Point! 各ステークホルダーの役割・スケジュールを早期に明確化することが事業推進のカギとなるため、金融機関など幅広いステークホルダーと早めにコンタクトを取ることが重要になります。また、地域脱炭素の担い手を増やすため、地域の事業者の参画・育成の可能性も含めて検討してください。

体制づくりへの地方公共団体の役割

事業の構想

- ・多様な主体の連携の場の提供
例) プラットフォームを設立、市民・企業・NPO などと多様な主体が連携しイベント等の普及啓発
- ・ノウハウ、データ、実証フィールドの提供
例) 産学官の協議会にて、まちづくりのノウハウや公的なデータ、実証フィールドを提供

Point!

電力供給・需要規模や自家消費率だけでなく、インバランスによる事業性悪化の回避方法（近隣の新電力と協力して新たにBGを構築する等）についても検討してください。

事業の立ち上げ

- ・円滑な立ち上げを支援
例) 既存制度を活用し円滑に事業化するための相談・協議・支援
- ・事業化に必要な機能の仲介
例) 地域新電力の事業化に際して、電力会社との連携を提案
- ・企業の設立を主導
例) 地元企業団体に呼びかけ、複数の者が出資するエネルギー株式会社を立ち上げ
- ・出資／補助
例) 地域新電力である合同会社に出資

事業の運営・拡大

- ・大口電力需要者
例) 公共施設の電力の購入先を地元の地域新電力に切り替えることで、地域新電力が事業を円滑に開始

Point!

事業を継続的に推進するためには、地方公共団体の中でもノウハウの継承が重要になります。

▼合意形成の流れ



- ステークホルダーの洗い出し**
 - 対象地域として設定した地域における事業のステークホルダーを洗い出します。
- タスクの洗い出し・スケジュール策定**
 - ステークホルダーごとに、合意形成に向けたタスクを洗い出します。
 - 洗い出したタスクを基に、初期スケジュールを策定します。
 - タスクやスケジュールは、各ステークホルダーとの協議の中でより詳細に更新していきます。
- 合意形成のステータス整理**
 - ステークホルダーにコンタクトを取り、検討したスケジュールに合わせ、合意形成のステータスを整理しながら協議を進めます。
 - ステータスが協議中となっているものは、どのタスクが協議・調整中なのかを明確にします。

ステークホルダー (例)

- 需要側
 - ✓ 地方公共団体 (先行地域内・周辺部など)
 - ✓ 地元企業
 - ✓ 地域住民
 - ✓ 地権者等
- 供給側
 - ✓ 地域新電力
 - ✓ 小売電気事業者
 - ✓ 再エネ発電事業者
 - ✓ PPA 事業者
 - ✓ 送配電事業者
 - ✓ 再エネ設備メーカー
- その他
 - ✓ 金融機関 (資金調達先)
 - ✓ EMS 運用者
 - ✓ メディア等

需要側との合意形成の流れ (例)

事前説明会	・事業に係る地域住民・自治会・地権者への説明会の開催 (必要に応じて複数回実施) 等
実地調査	・用地の測量・現地立会 等
契約説明会	・契約に向けた地域住民・自治会・地権者への説明会の開催 等
交渉・契約	・地権者との個別交渉・契約 等

供給側との合意形成の流れ (例)

事前説明会	・再エネ発電事業者、PPA 事業者や再エネ設備メーカー、地権者との協議(調査・供給計画策定)
事前相談	・送配電事業者 (系統連系) への事前相談 等
詳細協議	・送配電事業者との詳細協議 (系統連系)、再エネ発電事業者との詳細協議 (発電設備) 等
交渉・契約	・各事業者・地権者等との個別交渉・契約 ・送配電事業者への接続検討申込 等

需要側の合意形成のステータス管理 (例)

ステークホルダー	役割	施設/設備	ステータス
地元企業 A	太陽光導入・自家消費	事務所	協議中
		駐車場	合意済
地権者 B	所有物件での再エネ利用	マンション	協議中
...			

供給側の合意形成のステータス管理 (例)

ステークホルダー	役割	施設/設備	ステータス
地権者 C	太陽光用の土地提供	農地	合意済
再エネ発電事業者 D	発電事業	太陽光発電	一部合意
送配電事業者 E	系統連系	系統	協議中
...			

Act5 地域課題を解決する取組の検討

解決したい地域課題について、対象とする地域で、ステークホルダー等と連携しながら、脱炭素化を通じてどのように解決するのか具体的な方策を検討してください。選定地方公共団体で既に関連事業に取り組んでいる場合、既存事業と新規事業の範囲を明確に分けた上で、事業の相互連携についても検討してください。

以下のような、既に実施されている事例を参考にすることも有効です。

▼脱炭素化による地域課題の解決事例（1/3）

地域課題	解決方策の事例
<ul style="list-style-type: none"> 産業振興・トランジション 大都市部の再エネ確保 地元事業者育成 	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスによる熱を 30 の公共施設や定住促進住宅に供給しつつ、椎茸栽培にも活用し雇用を創出。さらに熱源を再エネにすることにより得られた灯油燃料削減費を子育て支援にも充当するなど、再エネで地域を潤す。 地熱発電で発生する温水をエビの養殖に活用。発電事業のために設立した会社が運営するレストランでの提供やカフェでのエビ釣り体験に活用する等、新たなビジネス機会を創出。 再エネ電力を 100%供給する地域を設定し、同地域内の情報サービス関連企業の RE100 を実現。これらにより再エネ地産地消のまちとしてのブランド力を高め、再エネ電力 100%の供給可能なエリアを重視する企業のさらなる誘致を促進。 製油所跡地等を活用した大規模開発が進められているエリアをはじめとした各エリアの脱炭素化と FC バスによるグリーンモビリティを推進し、地域と産業のトランジションモデルを構築することにより、住民所得の域外流出抑制と資金の域内循環を実現。 集落がなくなるとの危機意識から産業と雇用を創出するため、地熱発電事業を実施。廃熱による温水を地区の家庭や旅館等で活用するとともに、事業収益の一部で公園整備を実施するなど地域に還元。 再エネポテンシャルが高い地域と電力需要が大きい都市部が再エネの需給契約を締結し、再エネを介した財の都市から地方への移転を実現。 都市と複数の地方市町村との間で、再生可能エネルギーに関する連携協定を締結。「再エネの供給」や、住民・企業等との交流活性化による「地域活力の創出」を検討し、都市と地方の地域循環の新たなモデルの構築を図る。 地元高校生への電動自転車・電動バイクのレンタルや、座学・実地教育を実施し、再エネ関連企業への就職につなげ、入学者の増加と再エネ人材育成拠点の構築を目指す。 国産の中型風力発電を導入するとともに、メーカーや都道府県、地元建設会社等と連携して中型風力発電に関する知見やノウハウの提供のほか運転・保守業務に関する研修等を実施する体制を構築し、地元事業者育成に取り組む。 不足している電気保安人材を確保するため、地域新電力や県、管理技術者協会等による資格取得支援を行うと同時に資格取得者が実務経験を充足できる受け皿として地域新電力内に保安部門を創設する。

▼脱炭素化による地域課題の解決事例（2/3）

地域課題	解決方策の事例
<ul style="list-style-type: none"> ・防災・レジリエンス強化 ・収益の地域還元 ・中心市街地・住宅地再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、コジェネを取り入れた再エネによるマイクログリッドによりレジリエンス機能を強化。 ・津波が想定される町において、浸水想定区域の全世帯を対象とした「戸別津波避難カルテ」を作成した経験・ノウハウを生かし、「脱炭素カルテ」を全世帯で作成し、各家庭に合った省エネ・再エネ設備の導入を促進し、一人ひとりに寄り添った津波避難対策と脱炭素事業の相乗効果を創出。 ・小水力発電設備の事業収益を活用して、公民館が担う農村歌舞伎の維持資金に充当し、世界農業遺産の認定につながる基礎を築くとともに、視察を含めた交流人口を創出。 ・全ての住民が安心して住み続けられるよう、老朽化した公共インフラや公的賃貸住宅の再編とあわせ、太陽光や蓄電池を導入した次世代 ZEH+化を推進。住宅個々の電力自給率向上・レジリエンス強化を行うとともに、断熱性能向上による健康増進。 ・地域冷暖房を活用した、高効率大型コージェネレーションシステム、高効率大型空調熱源機等を導入し、地域全体の省エネ化の実現。 ・水道局の施設用地に太陽光発電設備・蓄電池を設置することにより、災害時の水道施設へ電力供給を可能とし、BCP 強化を図るとともに、水道施設のゼロカーボンと電気代削減を目指す。荒廃農地をオフサイト PPA で活用することで、公共施設に供給する再エネの確保だけでなく、雑草による景観悪化や害虫被害といった地域課題の解決を図る。

▼脱炭素化による地域課題の解決事例（3/3）

地域課題	解決方策の事例
<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環 ・農林水産業振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理施設において発生する下水汚泥をメタン発酵させてバイオガス発電を行い、その電力を当該施設で利用することで、電気使用料として従来市外へ流出していた経費を削減。これらの経営改善により下水道使用料に係る住民負担の軽減と施設の設備更新を実現。 ・養鶏事業者共通の課題である鶏糞をバイオマス発電設備の燃料として活用し、肥料加工経費を含めた多額の処理費用の削減を実現。発電事業では半数を地元から雇用するとともに、自家消費分以外の電力を売電。町や地元消防団への寄付や美化活動、地域の小中学校や関係行政機関等の視察の受け入れなどを実施。 ・バイオマスの熱供給施設について、市の事業者間マッチングにより、椎茸栽培ハウスで熱を活用。さらに余剰熱で生チップを乾燥（蓄熱）させ重油等の代替として市内施設で利用するなどして熱の面的利用を実現。装置の改良により、処理に苦慮していた樹皮を原料として活用することに成功。 ・域内に点在する耕作放棄地において、太陽光発電設備の導入や営農型太陽光発電を実施することにより、雑草による景観悪化や害虫の発生といった地域課題の解消と再エネ電源の確保を同時に実現。



Act6 事業採算性・資金調達等の検討

取組を実現するために、いつ、どの程度の資金が必要か整理し、事業採算性や資金調達の方法を検討してください。

企業の資金調達の目的や資金調達に際して準備すべきものは、事業ステップや事業規模に応じて異なります。事業を停滞させないよう適時に資金調達を行うためには、ビジョンや事業計画を明確にした上で、事業の資金調達先と緊密に相談・コンタクトをとることが重要です。

<事業採算性や資金調達検討等の留意点>

○ 地域新電力・地域エネルギー会社等の設立時

- 事業化に向けた検討段階の初期から、金融機関を巻き込むことにより、事業性を担保するとともに、地方公共団体から独立した事業体として事業継続を担保させる仕組み（人材・ノウハウ等）を整備するようにしてください。
- 地方公共団体が出資する際は、中長期的な収益見通しを検討した上で、民間事業者に裁量を与えるべきか、あるいは行政によるガバナンスを重視すべきか、両者のバランスを見極めて、適切な出資比率を慎重に検討することが重要です。
- 脱炭素化に取り組む他の自治体と共同で設立することで事業規模を確保するなど、事業の安定性を向上させる方法についても検討してください。

○ 再エネ発電設備等の導入時

- 電源開発の計画時に系統シミュレーションを行う際には、一般送配電事業者と秘密保持契約を結ぶことで、管内の過去の発電出力実績、電源の新設・停止・廃止計画に関する情報の開示を受けることができるため、活用を検討してください。
- 再エネ発電設備導入に当たり、必要な資金を算出し、融資が必要な際は、金融機関に相談することとなります。金融機関への相談時には、導入する再エネ発電設備に活用できる補助金等の有無について確認するとともに、金融機関が保有するノウハウ・ネットワーク等を活用した、ソフト面での継続的なサポートなど、資金以外で得られるものにも目を向けてください。
- 自営線マイクログリッドの導入を検討する際は、それぞれの施設にレジリエンス向上のための設備（太陽光発電、蓄電池等）を導入する場合との経済性の比較を行い、自営線マイクログリッドの導入におけるメリットが十分に大きいかを確認するようにしてください。
- 例えば、大型蓄電池の設備交換時等、多くの費用が必要です。設備を運用していく中でいつ、どのくらいの費用が発生するのか、そして、どのように必要経費を賄うのか長期的な視点で検討を行ってください。
- 従前活用できた補助金が活用できなくなる場合もあるため、国等の補助金の活用を前提とせず、採算性を確保するよう検討してください。取組の拡大や他地域への展開を図る観点からも重要です。

○ 金融機関との協議

- 融資の際に設定する担保等の条件は、金融機関毎に異なるため、事業計画の段階から金融機関と協議し、融資実行の可能性が高い金融機関に目星を付けておくことが重要です。
- 金融機関と合意した融資や投資の条件を事業計画のマイルストーンに設定することで、資

金調達の蓋然性を高めることができると共に、事業進捗に応じて、適切なタイミングで融資を受けることができるようになります。



地域金融機関と協力することで、地域にあった脱炭素事業向けの金融商品を創設することも考えられます。例として、自治体と地域金融機関が協力して行う、再エネ導入への無利子での貸付制度などがあります。

<事業採算性を高める工夫>

事業に無駄な費用がかからないようにすることは当然ですが、複数の事業を並列して実施していく場合、更なる事業採算性の工夫も検討してください。例えば、実施しようとする再エネ発電設備設置のタイミングを揃え、設備を一括調達することで費用を低減することや、合意形成を共同提案者と連携して進めることにより、地域エネルギー会社の人件費削減を図ること等が考えられます。周辺の地方公共団体と連携して太陽光発電設備等の共同購入を行う取組等、単独で実施するよりもメリットが大きくなるのが期待できるため、積極的に情報を収集するようにしてください。

<事業リスクの低減に向けた工夫>

地域エネルギー会社を新たに設立する場合に、実績のある小売電気事業者の「取次店」として事業をスモールスタートさせ、需要家との関係構築やノウハウの蓄積、体制整備を行った後に、需給管理や電力調達を含めた小売事業や発電事業へと徐々に業態を拡大していくなど、事業リスクをできる限り低減する方法も検討してください。

<事業ステップ別の対応>

企業の資金調達の目的や資金調達に際して準備すべきものは、事業ステップや事業規模に応じて異なります。事業を停滞させないよう適時に資金調達を行うためには、ビジョンや事業計画を明確にした上で、事業の資金調達先とこまめに相談・コンタクトをとることが重要です。



04 脱炭素先行地域の各選定要件の確認・評価事項等

① 各選定要件の確認事項及び評価事項

「選定要件（前提となる事項と7つの観点）」における確認事項及び評価事項をお示した上で、それらの内容の解説や注意事項を記載しています。これらの内容を踏まえ、脱炭素先行地域の計画をご検討ください。

【7つの観点】

- (1)先進性・モデル性、(2)地域経済循環への貢献、(3)事業性、
- (4)取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率、
- (5)再エネ発電設備の導入量及びその確実性、(6)需要家・供給事業者・関係者との合意形成、
- (7)地域の将来ビジョンとの整合性

0 前提となる事項

確認事項

- エリアの特性を踏まえつつ、既存の区画等に沿い合理的な脱炭素先行地域の範囲が特定されていること
- 事業の各年度のスケジュールが適切に計画されていること
- 脱炭素先行地域の取組を実現するための執行体制が、提案地方公共団体において構築されており、具体的に示されていること
- 事業の進捗管理の実施体制・運営方法が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること
- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること。ただし、策定又は改定がなされていない場合は、令和7年度中に実施するスケジュールを示していること
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）以上になっていること（※）。また、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていること
 - （※）温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標が、地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）にとどまらない野心的な水準（※）であること
 - （※）民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定をすること

▼確認事項の考え方（脱炭素先行地域の範囲の特定）

- 脱炭素先行地域の対象とするエリアについては、脱炭素先行地域の趣旨を踏まえて、脱炭素先行地域外も含めた地域全体の地域課題解決及び民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロに貢献するようなエリアを設定していただくことが、求められます。
- 脱炭素先行地域の範囲の特定に当たっては、範囲内の民生部門電力需要家（住宅、民間施設、公共施設）を原則全て対象とすることで、地域の多様な需要家を巻き込む提案とすることが望まれます。
- 既存の区画等に沿った合理的な範囲とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域で構成した対象地域等があげられます。恣意的に電力需要家を外すことはしないように、留意してください（次ページ参照）。
- 第4回の募集から、脱炭素先行地域の範囲を特定しない、施設群単独の提案は評価の対象外としています。

▼確認事項の考え方（事業の各年度のスケジュール）

- 2030年度までに残された期間が短くなるにつれ、脱炭素先行地域づくり事業の実現に向けたスケジュールを適切に計画することが求められます。
- 例えば、地域脱炭素推進交付金の交付期間（概ね5年）のうち、最終年度に設備導入事業の相当程度を残すスケジュールや、設備導入に係る調査や設計に2～3年かけて最終年度に設備導入するスケジュールのような計画は妥当性を欠くものですので、ご注意ください。

▼確認事項の考え方（地方公共団体における執行体制）

- 地方公共団体は、共同提案者に過度に依存することなく主体的に事業を進めるように、事業執行体制を構築することが必須です。2030年までに残された期間が短くなっていることから、事業をより着実に実行できるように執行体制を構築することが求められます。
- 脱炭素先行地域に選定された後、事業を確実に実施することができるよう、新しい部署の新設の検討や、人員拡充等を検討し、関係部署と調整することが、重要です。

▼確認事項の考え方（地方公共団体実行計画）

- 地方公共団体実行計画の策定・改定状況については、従前より確認事項としていましたが、地球温暖化対策計画の閣議決定から3か年度目を迎えることを踏まえ、より厳格に対応することが求められます。
なお、地方公共団体実行計画（事務事業編）については、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていることを、記載するようにしてください。また、地方公共団体実行計画（区域施策編）についても、全体の目標のみではなく、各部門における目標や個別の施策について、記載するようにしてください。
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していない場合は、令和7年度中に実施するスケジュールを示すようにしてください。

▼参考：脱炭素先行地域の範囲の特定のある方

一部の地域を設定する場合

A市



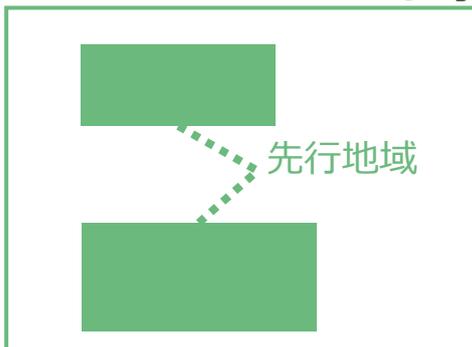
地方公共団体全域を設定する場合

B村



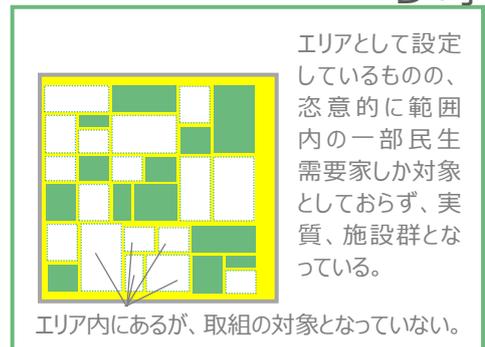
複数の地域を設定する場合

C町



先行地域のエリアとして評価されない例

D町



Point!

複数エリアや、一定のエリアの外の施設を付加的に対象地域とする場合についても、脱炭素先行地域の趣旨を踏まえて、地域課題解決及び民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロに貢献するように設定していただくことが求められます。

地域課題解決の観点では、例えば、旧市街地をバランスよく入れるといったものは、合理的な理由とみなさず、評価しません。

エネルギーの観点では、例えば、一括的にエネルギー管理を実施することで再エネの効率的な活用とコスト削減に取り組む等の説明が必須であり、単に同一の小売電気事業者が複数エリアにおいて電力供給を行っているという理由は認められません。

複数の地方公共団体で連携して地域を設定する場合

複数の地方公共団体が直接連携する場合

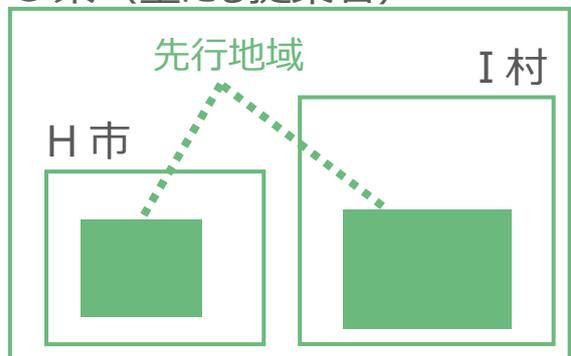
都道府県が主導し、管内市区町村同士が連携する場合

E市

F町



G県（主たる提案者）



Point!

都市部の電力需要量が大きな提案については、既存の再エネに過度に依存することなく、まずは当該地方公共団体内での最大限の再エネ導入に取り組んだ上で、近隣地方公共団体等との「地域間連携」体制を構築し、追加的な再エネ導入量の確保に努めてください。

その際、都道府県には、管内市区町村同士の連携の橋渡し役となることが期待されます。

確認事項

- 提案地方公共団体内における脱炭素先行地域以外の地域への横展開の方策に関して具体的に示されていること
- 提案地方公共団体以外への横展開の方策に関して具体的に示されていること

評価事項

- 地域資源を最大限活用しつつ、脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する姿（地方創生に資する脱炭素）が示されているほか、脱炭素先行地域以外への横展開の方策が示されている等、先進性・モデル性に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れている点が以下の観点等において具体的に示されていること
 - 地域課題解決の手法や、需要家・エリア設定、施策間連携等に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、当該事項が具体的に示されていること
 - 脱炭素先行地域へ削減効果の大きな技術を導入することにより、当該技術の新たな需要を創出し、地域経済への貢献と経済成長につながるについて期待できることが、具体的に示されていること。また、技術の導入効果を最大化するための導入方法や運用方法等における工夫について、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れていることが具体的に示されていること
 - 需要家や関係者等との合意形成の方法について工夫がなされ、既選定の脱炭素先行地域と差別化され、優れていることが具体的に示されていること
 - 脱炭素先行地域以外の地域への脱炭素の基盤となり得る都道府県や地域金融機関、地域エネルギー会社、中核企業との連携や地元事業者の育成等の取組が具体的に示されていること
 - 脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される、太陽光発電設備等の設置を義務付ける条例の制定や制度の導入等が具体的に示されていること
 - 脱炭素先行地域の取組を地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼ることなく、事業のコスト低減に資する取組等、事業を効率的かつ継続的に追求する取組が具体的に示されていること
 - 脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される住民等の行動変容の取組が具体的に示されていること
 -



▼評価事項の考え方（先進性・モデル性の観点）

脱炭素先行地域は、民生部門電力における取組において、2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実施するものであり、2025年度までに少なくとも100か所創出するとともに、全国の先行例・模範となって、「脱炭素ドミノ」の起点になり、全国に地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されます。

第5回までに選定された既に多様な81提案が取組を実施しています。そうした中で、地域特性に応じた先進性・モデル性のある取組が、地域の課題を解決し、脱炭素と地方創生を同時実現することに繋がっています。

また、脱炭素先行地域の範囲を超えて活動をし得る都道府県・地域金融機関・地域の中核企業・教育機関等を巻き込み、地域の脱炭素を推進するための基盤を構築することは、脱炭素先行地域の取組を横展開させることから、先進性・モデル性の観点において重要なポイントとなります。

既選定の計画については、「先進性・モデル性についての類型」において分析・とりまとめています。

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/senshinsei-modelsei-ruikei.pdf>)

当該資料や既選定の計画内容等を吟味していただいたうえで、脱炭素と地方創生の同時実現のための地域特性をいかした軸となるストーリーをしっかりと構成していただくとともに、その後の横展開につながる「地域脱炭素の基盤」が構築された提案とすることが期待されます。

なお、先進性・モデル性については、提案の中で主となる特徴を磨き上げることが重要です。以下の表で示している観点（【地域課題解決】、【地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）】、【需要家・エリア設定】、【創出する再エネの種類・導入技術等】）を基に評価をしますが、提案書に挙げられている観点の数が多くをもちて評価している訳ではないため、提案書では提案の中で主となる特徴を明記するようにしてください。

既選定計画の類型の整理について



- 脱炭素先行地域は、特定のエリアの民生電力部門の取組を中心に、地域資源を最大限活用しつつ脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する姿に加え、脱炭素先行地域以外への横展開の方策を示すことが求められている。
- 上記趣旨を踏まえ、先進性・モデル性の類型について、既選定提案を以下の4つの観点から類型を整理。

【地域政策（地域課題解決・地域脱炭素の基盤構築）の観点での類型】

■ 地域課題解決

脱炭素先行地域の取組を通じて解決をしたい地域課題の設定及びその解決策が優れており、他地域における汎用性があるもの。

■ 地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）

地域に脱炭素の取組を広げていくため、脱炭素先行地域の範囲を超えて活動し得る地域金融機関・地域の中核企業・教育機関、都道府県等を巻き込み、地域の脱炭素を推進するための基盤構築がなされているもの。

【地域資源等の活用（需要・供給）の観点での類型】

■ 需要家・エリア設定

当該地域における温室効果ガスの排出状況の特徴や目指すべき将来像等、地域特性を踏まえた需要家・エリア設定がなされているもの。

■ 創出する再エネの種類・導入技術等

自然的・社会的条件など地域特性を踏まえ、創出する再エネの種類・技術・エネルギーの需給管理の手法等が導入されており、他地域における汎用性があるもの。

※技術については、導入技術そのものの新規性だけでなく、導入するに当たって導入効果を最大化させるような工夫がある取組を評価している

【地域政策（地域課題解決・地域脱炭素の基盤構築）の観点での類型】 地域課題解決①



- **地域課題解決**に係る類型は、「脱炭素先行地域の取組を通じて解決をしたい地域課題の設定及びその解決策が優れており、他地域における汎用性があるもの」として整理。

防災・レジリエンス強化

- マイクログリッドの構築、民間事業者との防災協定の締結、熱導管などの既存インフラの活用等、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるものであって、計画的・面的に取組むもの。
- 地理的制約のある離島における取組。
- オンサイトに再エネや蓄電池を設置するものやEVを動く蓄電池として単に活用するものは除外。

産業振興・トランジション

- 企業誘致、新たな事業創出、地域産業の成長、Just Transition（公正な移行）等に資する取組であって、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。

農林水産業振興

- 新たなサプライチェーンの構築、ソーラーシェアリングの活用や燃料転換等によるの経営基盤の安定・改善、未利用資源の活用、ブランド化による付加価値の向上等に資する取組であって、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。

観光振興

- 観光地の付加価値の向上・ブランド化、旅行会社・地域交通会社との連携、世界持続可能観光協議会が策定した国際基準※に準拠する「サステナブルツーリズム」との連携等に資する取組であって、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。 ※Global Sustainable Tourism Criteria

中心市街地・住宅地再生

- 中心市街地活性化計画・立地適正化計画等との連携、オフィス街・業務ビル・商店街・商業施設等を巻き込んだ取組、ニュータウンの再生※等、計画的・面的に取組むものであって、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。
※新築住宅に関する取組は、ZEH+を面的に実施する水準以上のものを評価。

【地域政策（地域課題解決・地域脱炭素の基盤構築）の観点での類型】 地域課題解決②



大都市部の再エネ確保

- 政令市の都市部など再エネ創出導入に課題がある大都市部において、地域間連携等による再エネの最大限創出や確保のための工夫が具体的に見込まれるもの。

公共交通維持確保

- 公共交通機関と連携した公共交通の経営改善・維持確保に資する取組であって、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。
- 自動車、公用車、バス等のEV・FCV化を単に実施する取組は除外。

資源循環

- 家畜排せつ物や林地残材等の未利用資源の活用、事業により発生する熱や消化液等の副産物の活用、使用済み太陽光パネルや蓄電池等の活用等、地域一帯となった継続的な取組で、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。

生物多様性保全

- 生物多様性の損失を止めるだけでなく、損失を止めて反転させる取組であり、地域一帯となった継続的な取組で、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるものが該当。

収益の地域還元

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し地域課題解決に活用する等、脱炭素の取組との相乗効果が具体的に見込まれるもの。

その他

- その他、脱炭素先行地域の取組を通じて解決をしたい地域課題の設定及びその解決策が優れており、他地域における汎用性があるもの（DXとの連携、公共料金維持、被災地復興等）。

【地域政策（地域課題解決・地域脱炭素の基盤構築）の観点での類型】 地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）①



- **地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）**に係る類型は、「地域に脱炭素の取組を広げていくため、脱炭素先行地域の範囲を超えて活動し得る地域金融機関・地域の中核企業・教育機関、都道府県等を巻き込み、地域の脱炭素を推進するための基盤構築がなされているもの」として整理。
- 具体的な取組がなく、単なる体制構築に留まるものは除外。

地域エネルギー会社との連携

- 地域エネルギー会社と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（安価な再エネ供給、収益の一部地域還元、地域のPPA事業者としての展開等）があるもの。

地域金融機関との連携

- 地域金融機関と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（サステナビリティ・リンク・ローン・無利子融資等の地域金融商品の創設・提供等）があるもの。
- 再エネ導入等における個人・事業者への融資審査・コンサルティング等に留まるものは除外。

中核企業と連携

- 地域を牽引する中核企業と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（技術・資金の提供、人材・事業者育成等）があるもの。

地元事業者育成

- 地域で不足している再エネ関係事業者の育成のため、地域一帯となった継続的な取組で、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（PPA・ZEB事業者・下請け事業者の育成、地元製品の活用等）があること。

【地域政策（地域課題解決・地域脱炭素の基盤構築）の観点での類型】 地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）②



地元人材育成

- 大学等の教育機関と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（大学での講義・講座の導入、専門高校での授業の導入等）があること。

都道府県との連携

- 都道府県と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（共同提案時に得た先行地域づくりのノウハウの管内地方公共団体への展開、管内地方公共団体や金融機関に対する財政支援制度の構築、管内地方公共団体への人材派遣等）があるもの。

制度・条例と一体となった取組

- 脱炭素先行地域の取組と合わせて、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる新たな制度・条例の制定や新たな独自予算を相当程度確保する具体的な取組（太陽光発電設備等の設置義務条例の制定、太陽光発電設備等への単独補助・制度融資の創設等）があるもの。

住民等の行動変容

- 脱炭素先行地域の取組と合わせて、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる住民等の行動変容を促す具体的な取組（地域通貨制度の活用、地域スポーツ団体・MICEとの連携等）があるもの。
- 単なる普及啓発や環境教育等に留まるものは除外。

地域間連携

- 他の地方公共団体と連携し、脱炭素先行地域に留まらない横展開が期待できる具体的な取組（複数の地方公共団体間において再エネ電力の融通や需給管理等を行うもの、隣接する複数の地方公共団体で取組を行うもの、連携中枢都市圏を構成する地方公共団体で取組を行うもの、脱炭素先行地域を含む地方公共団体間で連携し一体的に取組むもの等）があるもの。連携する地方公共団体のうち片方や一部のみ裨益があるものは除外。

【地域資源等の活用（需要・供給）の観点での類型】 需要家・エリア設定

- **需要家・エリア設定**に係る類型は、「当該地域における温室効果ガスの排出状況の特徴や目指すべき将来像等、地域特性を踏まえた需要家・エリア設定がなされているもの」として整理。
- 各提案における特徴的な需要家・エリアをベースとして類型化。

需要家・エリア	注記事項
全域	—
特定行政区の全域	地方公共団体の行政区、自治会、既存の政策において定められるエリアの全域。
住宅街・住宅団地	—
市街地	オフィス街・業務ビル・商店街・商業施設等が面的に集積され、人口が集中している地域。
産業団地	—
農林水産施設	—
空港	—
港湾	—
大学	個別の施設単位ではなくキャンパス全体が脱炭素先行地域に含まれるものあって、オンサイトに再エネ創出を行うもの。
医療・福祉施設	—
離島	—
公共施設群	全公共施設や一元的にエネルギーマネジメントを実施する等の取組があるもの。 <small>（参考）公共施設群単独の取組は第2回選定までの評価となっている。</small>
その他	その他地域特性に応じた重要な需要家・エリアであって上記に該当しないもの（自然公園や寺社仏閣等、防災協定を締結した民間施設、合意形成の手法等）。

【地域資源等の活用（需要・供給）の観点での類型】 創出する再エネの種類・導入技術等

- **創出する再エネの種類・導入技術等**に係る類型は、「自然的・社会的条件など地域特性を踏まえ、創出する再エネの種類・技術・エネルギーの需給管理の手法等が導入されており、他地域における汎用性があるもの」として整理。
- 供給する再エネ電力については、原則高圧以上（50kW）のものを整理。

創出する再エネの種類・導入技術等	注記事項
バイオマス発電	—
バイオガス発電	—
風力発電	—
水力発電	—
地熱発電	—
太陽光発電	太陽光発電は全ての計画において活用がなされていることから、ため池や壁面といった導入する場所、垂直式といった設置の工夫のほか、次世代型太陽光（ペロブスカイト型を含む）、建材一体型等、地域特性や地域の制約に対応するための導入方法や技術等の工夫が確認できるもの。
熱利用	—
水素利用	再エネ由来水素であり、供給先が基本的に確保されているもの、当該地方公共団体の水素戦略等に基づく取組であること。 設備（例：FCVや水素製造装置、定置用燃料電池等）の単なる導入に留まるものは除外。
高度なエネマネ（VPP・DR・MG・大型蓄電池等）	技術難易度の高いVPP、自動制御DR、自営線・系統MG（一定規模以上に限る）、ICT技術を活用した全エネルギー使用量の見える化等の高度なエネマネに取組むもの。 見える化や需給管理に留まるものは除外。
その他	その他、自然的・社会的条件など地域特性を踏まえ、創出する再エネの種類・技術・エネルギーの需給管理の手法等が導入されており、他地域における汎用性があるもの（波力発電、合意形成の手法、クレジット化等）。



▼評価事項の考え方（導入技術の評価）

脱炭素先行地域の取組で想定される技術としては、例えば、再エネ・蓄電池、ZEB/ZEH・断熱改修、自営線マイクログリッド、地域熱供給システム、グリーン水素製造・利用、EV・FCV・PHEV などがあります。これらの技術を当該地域で導入又は実施することの意義や妥当性を明らかにした上で、地域の事業者が中心となって、設備の施工や維持管理、再エネ電力事業の運営等を行うとともに、他地域への展開も見据え、最大限の導入となるように検討してください。加えて、技術の導入効果を最大化するための導入方法や運用方法等について工夫をすることが特に重要です。

地域脱炭素ロードマップでは、地域脱炭素のキーメッセージとして「今ある技術で取り組める」ことを掲げていることから、脱炭素先行地域においては、実証段階の技術の導入は評価しません。また、地域脱炭素推進交付金の交付対象は「整備する設備は、商用化され、導入実績があるもの」となりますのでご注意ください。

なお、実証技術の実装化を図る取組が含まれている場合は、評価の中で考慮されることになりますが、この場合、実証関連予算等を活用するなど、地域脱炭素推進交付金とは別途財源を確保するとともに、当該実証技術の代替手段も併せて検討することが必要です。



確認事項

- 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること
- 共通 KPI（重要業績評価指標）及び前項の課題解決に向けた個別 KPI が設定されるとともに、全ての KPI の設定根拠や達成方法が説明されていること

評価事項

- 脱炭素先行地域の取組成果が、以下の観点等で地域に裨益し、地域経済循環に資する取組であること
 - 再エネを最大限導入するとともに、地域エネルギー会社等を通じて、地域外に流出しているエネルギー代金を域内に還流させ、地域内の投資・所得の向上に寄与していること
 - 脱炭素先行地域の取組を通じて、新たな産業や事業、サプライチェーンの創出、企業誘致、地域エネルギー会社の創設を行う等、地域経済・雇用の創出・拡大等に取り組んでいること
 - 家畜ふん尿、林地残材等の未利用資源の活用や、使用済み太陽光パネルの資源循環、事業により発生する熱や消化液等の副産物の活用等、これまで廃棄等していた地域資源を最大限活用し、新たな付加価値をもたらす取組であること
 - 脱炭素先行地域の取組を進めるに当たり、地域資本や地元事業者を活用する体制を構築する等、地元の事業者・人材の育成に取り組んでいること
 - 脱炭素先行地域の取組を通じて得た事業収益を活用し、地域課題に向けた取組を実施する等、地域内で収益が還元する仕組みを構築していること



▼確認事項の考え方（共通 KPI の設定）

脱炭素先行地域の進捗状況や最終目標値、事業効果を向上させるため、共通 KPI（重要業績評価指標）として「域外へのエネルギー代金流出抑制額」（以下の図参照）を設定してください。設定した共通 KPI は、個別 KPI と同様に、脱炭素先行地域選定後のフォローアップ・中間評価・最終評価において進捗状況を確認します。

算出に当たっては、表作成ツールを活用してください。

共通 KPI（重要業績評価指標）	
指標：脱炭素先行地域における域外へのエネルギー代金流出抑制額	
現在（令和6年〇月）：-	最終年度：〇〇 円
KPI達成方法	<p>【最終年度 目標値算出例】</p> <p>最終年度：①×②+③×④</p> <p>① 当該地方公共団体内にある再エネ設備から脱炭素先行地域に供給される新規再エネ供給目標量（kWh/年）×1</p> <p>② ①に乗ずる電力単価（円/kWh）×2</p> <p>③ 脱炭素先行地域内での省エネによる電力削減目標量（kWh/年）×3</p> <p>④ ③に乗ずる電力単価（円/kWh）×4</p> <p>※1 脱炭素先行地域計画提案書 4. 取組内容の詳細 4.1（2）脱炭素先行地域内に供給する新規の再エネ発電設備の導入についての発電量（kWh/年）を使用</p> <p>※2 「再エネ等の供給量」全体に占める各部門の割合を算出して、当該割合に、高圧・低圧の全国平均単価を乗じて算出すること</p> <p>※3 脱炭素先行地域計画提案書 4. 取組内容の詳細 4.2 民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組【省エネによる電力削減に関する状況（実施場所・施設数、取組内容、電力削減量）】を使用</p> <p>※4 「省エネによる電力削減量」全体に占める各部門の割合を算出し、当該割合に、高圧・低圧の全国平均単価を乗じて算出すること</p>

▼評価事項の考え方（地域経済循環に資する取組）

脱炭素先行地域の取組成果が地域経済循環に資する取組であるかについては、以下の表における観点で評価します。なお、概念、予定段階のものではなく、関係者と調整が済んでいる等、具体的なスキームの検討が進んでいるものを評価します。

また、KPI の設定根拠については、脱炭素先行地域の取組と KPI の関係性についても具体的かつ合理的に記載されているものを評価します。

評価の観点	各観点の要素
エネルギー代金の 域内還流	地域資源を活用し、自家消費率や地産地消率を高めることで、エネルギー代金が循環することが期待できます。従前域外に流出していたエネルギー代金が、地域内で循環し、地域内の投資・所得の向上に寄与していることを具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。
地域経済、地域雇 用の創出・拡大	脱炭素先行地域の取組を実施することによる新たな産業・事業、サプライチェーンの創出や企業誘致（グローバル企業やスタートアップ企業等も含む。）等による、雇用創出・拡大について具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。
地域資源の最大限 活用	地域内の未利用資源や副産物を最大限活用し、新たに付加価値をもたらす取組であることを具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。 例えば、未利用資源の活用としては従前活用されていなかった地場産業からの廃棄物（家畜ふん尿、林地残材、もみ殻、廃食用油、剪定枝等）や温泉熱等が、また、副産物としてはバイオマス発電を行った際に発生する熱やバイオガス発電の際に発生する液肥等があります。
地元事業者・人材 の育成	脱炭素先行地域の取組（その後の維持管理を含む。）を実施することによる地元 PPA 事業者の育成や地元下請け事業者の活用等、地元事業者が育成する仕組みについて具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。 また、将来的に再エネ電力の供給等を行う担い手の育成を行うなど、人材の育成について、スキーム・仕組みを具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。
事業収益の還元	脱炭素先行地域の取組で得られた収益またはその一部を、地域課題解決や地方創生に活用する仕組みを具体的かつ定量的に説明しているものについて評価します。



▼参考：「地域経済循環分析ツール」の活用

より定量的に地域課題を把握・分析する方法として、「地域経済循環分析ツール」を活用することも効果的です。

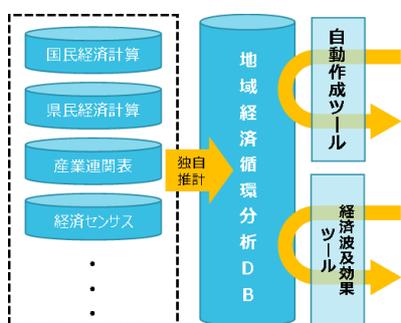
地域経済循環分析は、“産業連関表”と“地域経済計算”を中心とした複合的な分析により、地域経済の長所と短所を分析し、地域のお金（所得）の流れを生産、分配、支出（消費、投資等）の三面の視点から「見える化」、地域経済の全体像や、所得の流出入（お金を稼ぐ力・流出額）、地域内の産業間取引（循環構造）を把握することができるシステムです。

地域のエネルギー代金収支等を把握し、環境施策の立案に生かすだけでなく、経済・社会的課題の同時解決に向け、地方創生関連等の業務などに活用できます。

「地域経済循環分析ツール」の概要

- 定量的なデータに基づく分析により、各市区町村の**お金の流れ（生産・分配・支出）を「見える化」**
- エネルギー消費量当たりの生産額、産業別 CO2 排出量などにより、**産業分野ごとの省エネの進捗状況の把握**
- 再エネ等の導入によりもたらされる**経済波及効果**をシミュレーションすることが可能

「地域経済循環分析ツール」のシステム構成・手順



- 地域経済の全体像と域外からの所得の流出入を「見える化」し、お金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握することが可能
 - ・ 地方公共団体を選択するだけの簡単操作
 - ・ 関係者への説明資料として、活用することが可能
- <利用手順> ①ツールを起動➡②市区町村を選択➡③資料が PPT で出力
- 再エネ等の導入により地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能
 - ・ 条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能
 - ・ 関係者への説明資料として、活用することが可能
- <利用手順> ①ツールを起動➡②市区町村を選択➡③導入する再エネ等の情報入力➡④分析資料が PPT で出力

地域経済循環分析

<http://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/>

確認事項

- 総事業費及び地域脱炭素推進交付金に関し、CO2 削減量 1 トン当たりの費用効率性が算出されていること
- 主要な事業について、投資回収年数が算出されていること
- 事業を効率的かつ継続的に行う工夫が示されていること
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られることが示されていること
- 金融機関等と計画内容を共有し、金融機関が共同提案者として参画していること又は金融機関が各事業の出融資に関して合意する等の協議・調整状況が示されていること

評価事項

- 総事業費や地域脱炭素推進交付金に係る CO2 削減量 1 トン当たりの費用効率性が優れていること
- 主要な事業について、法定耐用年数と比して合理的な投資回収年数が設定されていること
- 事業を効率的かつ継続的に行う工夫が具体的、定量的に示され、横展開の可能性等の観点も含め、地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼らない方策が優れていること
- 金融機関等と計画内容を共有し、金融機関が各事業の出融資に関して合意する等の協議・調整状況について具体的な内容が示され、事業の継続性が見込まれるものとなっていること
- 計画している事業について、国の交付率等より低い交付率等で実施しようとしていること、または、協調補助を実施しようとしていること
- 脱炭素に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる知見を有すること



▼確認事項・評価事項の考え方（総事業費に係る費用効率性の算出方法）

総事業費に係る費用効率性（円/t-CO2）の算定式は以下のとおりとします。表作成ツールを活用して、算出するようにしてください。

$$\text{費用効率性 (円/t-CO2)} = \frac{\text{総事業費(円)}}{\text{累計 CO2 削減量 (t-CO2)}}$$

<総事業費の範囲>

脱炭素先行地域の全事業にかかる費用のうち、事業主体や地域脱炭素推進交付金の対象となるか否かにかかわらず、(1)設備導入にかかるイニシャルコストと、(2)設備導入以外で CO2 削減効果が見込まれる事業にかかるコストとなります。

なお、吸収源対策（例：森林吸収源対策、バイオ炭、ブルーカーボンの事業等）は、民生部門電力以外の取組として提案することは問題ありませんが、費用効率性の評価の対象外です。

(1)設備導入にかかるイニシャルコスト

<対象範囲> 設計費、設備費、工事費、その他関連費用

※再エネ設備、省エネ設備のほか、自営線、蓄電池、エネルギーマネジメント、VPP 等
先行地域の設備導入にかかる全ての事業費が対象

※設備の設置場所を特定するための調査やポテンシャル調査に係る費用、ランニングコスト、設備の廃棄に係る費用は対象外

<主な留意点>

- ・系統連系 … 工事費負担金を含みます。
- ・太陽光発電 … 土地造成費（抜根等）やソーラーカーポートの架台を含みます。
- ・バイオマス発電 … 建屋等の建築工事や前処理施設を含みます。
- ・ZEB/ZEH 事業… BELS 認証費用を含みますが、躯体工事等の建築工事は含みません。
- ・EV/EV バス事業… 充放電器の導入費やステーションを整備される場合、その費用も含みます。
- ・熱供給事業 … 新設の熱導管は含みますが、補修は含みません。

(2)設備導入以外で CO2 削減効果が見込まれる事業にかかるコスト

<対象範囲> 行動変容・普及啓発・人材育成等の取組に要する費用

※ただし、CO2 削減効果が算定できるものに限りま。

<事業の例>

- ・CO2 削減効果の見える化・地域通貨の導入等による省エネ行動促進
- ・イベントによる省エネ再エネの普及啓発
- ・グリーン人材の育成に関する講座・プログラムの構築

(計算例)

$$\text{総事業費} = \begin{array}{l} \text{太陽光発電} \\ \text{・設計、設備導入} \\ \text{・土地造成工事等} \end{array} + \begin{array}{l} \text{バイオマス発電} \\ \text{・設計、設備導入} \\ \text{・前処理施設工事等} \end{array} + \begin{array}{l} \text{運輸部門} \\ \text{・EV バス導入} \\ \text{・EV 充電器導入等} \end{array} + \begin{array}{l} \text{設備導入以外} \\ \text{・見える化システム導入} \\ \text{・地域通貨アプリ導入等} \end{array} \dots$$

<累計 CO2 削減量>

各事業の CO2 削減量を合計してください。

(1)設備導入にかかる CO2 削減量

導入した設備の CO2 削減効果（t-CO2/年）×対象設備の法定耐用年数

(2)設備導入以外の CO2 削減量

CO2 削減効果（t-CO2/年）×最長 2030 年までの期間

▼確認事項・評価事項の考え方（地域脱炭素推進交付金に係る費用効率性の算出方法）

地域脱炭素推進交付金の範囲、費用効率性（円/t-CO₂）の算定式は以下のとおりとします。表作成ツールを活用して、算出するようにしてください。

$$\text{費用効率性 (円/t-CO}_2\text{)} = \frac{\text{地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の総称）の総交付予定額 (円)}}{\text{累計 CO}_2\text{ 削減量 (t-CO}_2\text{)}}$$

＜地域脱炭素推進交付金の範囲＞

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の総称）の総交付予定額

＜累計 CO₂ 削減量＞

「地域脱炭素移行推進交付金」の交付対象事業の CO₂ 削減量の合計してください。

（1）設備導入にかかる CO₂ 削減量

導入した設備の CO₂ 削減効果（t-CO₂/年）×対象設備の法定耐用年数

（2）効果促進事業の CO₂ 削減量

CO₂ 削減効果（t-CO₂/年）×最長 2030 年までの期間

※「地域脱炭素移行推進交付金」の交付対象事業であるが、本交付金を活用せず、「脱炭素化推進事業債」や他の補助制度等を活用して事業を実施する場合は本 CO₂ 削減量の算出の対象とします。

▼確認事項・評価事項の考え方（投資回収年数の算出方法）

主要な事業についてイニシャルコスト^{※1}、単年収支^{※2}を計算した後、以下の計算式で投資回収年数を2パターン算出するようにしてください。

（1）公費支援等を活用する場合の投資回収年数

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{イニシャルコストから活用する公費支援等を除いた金額}}{\text{単年収支 (単年あたりの収益)}}$$

（2）公費支援等を活用しない場合の投資回収年数

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{イニシャルコスト}}{\text{単年収支 (単年あたりの収益)}}$$

イニシャルコストは、設備導入にかかる設計費、設備費、工事費、その他関連費用であり、前ページの「総事業費」の考え方と同様です。

単年収支は、売電収入に自家消費による便益を加えたものから、運転維持費等のランニングコストを差し引くことで、算出することができます。事業開始後、通期で把握できるようになってからの収支を想定して、算出するようにしてください。

▼参考：各発電事業にかかる費用例・法定耐用年数

各発電事業にかかる費用については、「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告」等を参照し、算出してください。各発電事業における必要な費用項目を漏らすことのないようにしてください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

法定耐用年数については、減価償却資産の耐用年数表及び関連通達等を参照し、設定してください。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

▼確認事項・評価事項の考え方（事業を効率的かつ継続的に行う工夫）

脱炭素先行地域は、「『実行の』脱炭素ドミノ」の起点となり、取組の横展開が期待されていることから、事業の効率性及び継続性が重要です。

例えば、事業コストを低減させるため、資機材や燃料の調達コストを共同調達により低減する取組や、事業導入に当たって既存インフラを活用する取組、廃棄していたものを燃料に活用する取組等が考えられます。

その他、資金面の観点から、安易に国費に頼らず、民間からの出資や、住宅や民間施設において地域脱炭素推進交付金の高い補助率を一般の国庫補助金並みに抑える対応、ふるさと納税の活用等の工夫があげられます。

▼評価事項の考え方（国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合）

脱炭素先行地域の取組を横展開していく観点で、安易に国費に頼らないような工夫に取り組むことにより、国の交付金の交付率等より低い交付率等で事業を実施するものについて評価します。

また、交付金と同時に、地方公共団体独自の補助事業等により協調補助を実施することで、脱炭素の取組を加速化させようとしているものについても評価します。



① 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを目指す取組

確認事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門について、電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となっていること

評価事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が適切であること（※）
 - （※）脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設はこれらの電力需要量を 50%割引、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を 25%割引いて評価する。
 - （※）脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費は、電力需要量を 100%割引いて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費の割合（自家消費率）を可能な限り高くすること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体で発電する再エネ電力量の割合（地産地消率）を可能な限り高くすること

② 民生部門電力以外における取組

確認事項

- 地域特性に応じ、脱炭素先行地域内の民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも 1 つ以上であり、当該取組の CO2 削減効果とその根拠が示されていること

評価事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、温室効果ガス削減の規模が適切であること
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、複数組み合わせ実施していること
- 脱炭素先行地域内の民生部門以外の電力の取組を実施する場合の自家消費率及び地産地消率については、「① 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを目指す取組」の内容に準じて実施すること



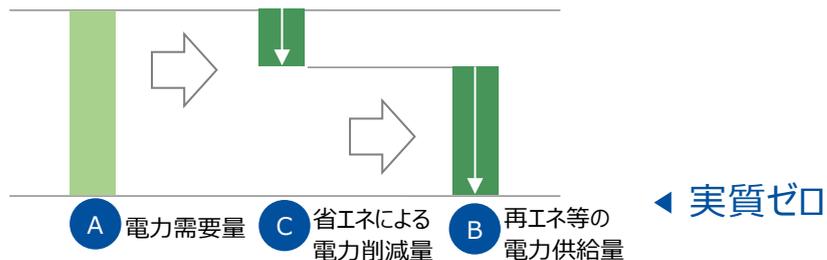
▼確認事項の考え方（CO2 排出実質ゼロの達成）

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に対して、同地域内の再エネ等の電力供給量及び省エネによる電力削減量の合計が同等となるようにすることで、実質ゼロを達成します。

$$\text{A 民生部門の電力需要量} = \text{B 再エネ等の電力供給量} + \text{C 省エネによる電力削減量}$$

※固定価格買取制度（FIT 制度）を利用して発電・売電される電力を脱炭素先行地域内で消費する場合は、環境価値が付加された状態で調達されたものを除き「再エネ等の電力供給量」には含みません。

▼CO2 排出実質ゼロのイメージ



▼評価事項の考え方（電力需要量や温室効果ガス削減の規模の評価）

脱炭素先行地域は、民生部門電力における取組において、2050 年カーボンニュートラルを 20 年前倒しで実施するものであり、全国の先行例・模範となって、「脱炭素ドミノ」の起点となり、全国の地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されます。そうした中で、選定地域が増えるにつれ、様々な「先行事例」の要素がいわば「先取り」され、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められています。また、2030 年度までに残された期間が短くなるにつれ、取組の実現可能性がより高いことも重要であることを踏まえ、民生部門の電力需要量や民生部門電力以外の取組における温室効果ガス削減の規模については、「規模が大きいこと」ではなく、「規模が適切であること」を評価事項としています。

▼確認事項の考え方（民生部門以外の温室効果ガス削減効果）

民生部門電力以外の温室効果ガス削減効果については、具体的な算定根拠を様式 1 に示す必要があります。算定根拠を様式 1 に記載する際には、排出係数、原単位等引用した出典名を記載するようにしてください。

【記載例】

取組	(①産業部門) 工場での自家消費型太陽光発電設備の導入
実施理由	〇〇〇〇
温室効果ガス削減効果	〇〇 t-CO ₂ /年
算定根拠	再エネ電力の供給 A：電力使用量約〇,〇〇〇kWh/年 × 〇〇〇 (t-CO ₂ /kWh (電気事業者ごとの排出係数)) B：排出係数の出典：〇〇電力 〇〇年度小売事業者の排出係数 C：排出係数の URL：https://www.〇〇.〇〇.〇〇.html

A:温室効果ガス削減効果を算出する計算式

B:計算に用いた排出係数、原単位等の出典及び出典の発行年度

C:出典元の URL

等、算定根拠欄に記載ください。

▼ 確認事項の考え方（電力需要量）

A 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量（kWh）

① 公共施設については、電力会社との契約情報（検針票等）から、施設ごとの直近年度の年間電気使用量（kWh/年）を把握し、集計します。

② 民間施設については、事業者と電力会社との契約情報を、民間施設に対するアンケート調査、又は個別のヒアリング等により把握します。

業務部門の電力需要量については、当該施設の都道府県(A 県とする)のエネルギー消費統計データから得られた業務部門電力消費量（kWh）(※1)をA 県の業務施設延床面積(m²)(※2)で除した値に、当該施設の延床面積(m²) (※3) を乗じたものを、当該施設の電力需要量推計値とすることもできます。

(※1)エネルギー消費統計データ (TJ)から電力消費量(kWh)への換算は 1TJ=277,800kWh を利用します。

(※2) A 県の業務施設延床面積 (m²)は、「固定資産の価格等の概要調査」(総務省)の情報により把握します。

(※3)施設の延床面積 (m²)は、例えば、固定資産税台帳情報や都市計画基礎調査情報を活用するほか、外観の実測や類似建物等から推計することにより把握します。

なお、各情報は、個人情報の取扱いルールが各地方公共団体で異なるため、各地方公共団体のルールに従い、情報を取得する必要があります。

(参考)「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」の「1-3.区域の温室効果ガス排出量の現況推計手法」

③ 住宅等については、住民等の電力需要家に対するアンケート調査や個別のヒアリング等により把握、または、平均的な電力需要量に対象となる住宅等の戸数を乗じることで推計します。

家庭部門の電力需要量については、A 県のエネルギー消費統計データから得られた家庭部門電力消費量（kWh）をA 県の世帯数(※4)で除した値に、脱炭素先行地域内にある世帯数(※4)を乗じたものを、当該地域における住宅等の電力需要量推計値とすることもできます。

(※4)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から把握します。

④ 新たに建設・開発する施設等については、予定する施設等の建設仕様がある場合はその設計図書等から、または、類似施設等の電力使用量のデータを基に推計します。

脱炭素先行地域内の「民生部門の電力需要量」算定イメージ

民生部門の電力需要量は、電力需要家ごとに電力需要量の実績値（直近年度）を把握するとともに推計により算定を行い、これらを積み上げることで算出します。

$$\text{民生部門の電力需要量 (kWh/年)} = \text{電力需要家 a の電力需要量 (kWh/年)} + \text{電力需要家 b の電力需要量 (kWh/年)} \cdots +$$

「電力需要家の電力需要量」算定イメージ

電力需要家の電力需要量は「購入している電力量」と「自家消費等の電力量」を足し合わせた電力量となります。

$$\text{電力需要家の電力需要量 (kWh/年)} = \text{購入している電力量 (kWh/年)} + \text{自家消費等の電力量 (kWh/年)}$$

▼確認事項の考え方（再エネ等の電力供給量）

B 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量（kWh）

自家消費

脱炭素先行地域の対象となる電力需要家は、まずは、自ら脱炭素先行地域の対象となる施設（以下「対象施設」という。）に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を消費する、又は、自ら対象施設の外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自営線等により対象施設に供給して消費することが必要です。

相対契約

次に、自ら設置した再エネ発電設備による発電量のみでは当該脱炭素先行地域内の電力需要量を賄えない場合は、再エネ電力を供給する事業者（小売電気事業者等）と電力供給契約を結ぶことで再エネ電力を調達することもできます。

再エネ電力メニュー

また、地域内電力需要家が、小売電気事業者等から、非再エネ電力や再エネ電力(FIT)を環境価値が付加された状態で調達することもできます。なお、再エネ電力メニューは、発電種別や場所を指定することが可能であり、地産地消の再エネ電力を調達することができます。

再エネ等電力証書の活用

さらに、不足する場合は、再エネ等電力証書によりCO2排出量を相殺することも可とします。なお、固定価格買取制度（FIT制度）を利用して発電・売電される電力を脱炭素先行地域内で消費する場合は、環境価値が付加された状態で調達されたものを除き「再エネ等の電力供給量」には含みません。

脱炭素先行地域内の民生部門に供給される「再エネ等の電力供給量」算定イメージ

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要家ごとに供給される「再エネ等の電力供給量」は、需要家ごとに実績値（直近年度）を把握するとともに推計を行い、これらを積み上げることで算定します。

$$\text{再エネ等電力供給量 (kWh/年)} = \text{電力需要家 a の再エネ等電力供給量 (kWh/年)} + \text{電力需要家 b の再エネ等電力供給量 (kWh/年)} \cdots +$$

電力需要家に供給される「再エネ等の電力供給量」算定イメージ

需要家の再エネ等の電力供給量は「自家消費の電力量」「再エネ電力メニュー等の購入電力量」「証書によるオフセットした電力量」を足し合わせた電力量となります。

$$\text{再エネ等電力供給量 (kWh/年)} = \text{自家消費の電力量 (kWh/年)} + \text{再エネ電力メニュー等の購入電力量 (kWh/年)} + \text{証書によるオフセットした電力量 (kWh/年)}$$

▼確認事項の考え方（再エネ等の電力供給量）

＜再エネ等の電力供給量の算出方法＞

①自家消費

自ら対象施設の敷地内に設置した再エネ発電設備で発電した電力量（対象施設の需要量分に限る。）、又は、自ら対象施設の敷地外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自営線等により対象施設に供給して消費する電力量。（※1）（※2）

（※1）リース契約、PPA（ESP（Energy Service Provider）等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、地域内電力需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。オンサイト/オフサイトがある。）により設置するものも含まれます。また、自己託送や特定供給も自家消費としてカウントします。

（※2）時間帯によって需給バランスが必ずしも一致しないことにより発生する余剰電力を脱炭素先行地域外に売電しているものも「再エネ等の電力供給量」に含まれるものとします。



Point!

再エネ供給の際には、自家消費の割合を可能な限り高くする工夫をしてください

②相対契約

地域内電力需要家が、再エネ電源（非FIT・卒FIT）を指定した上で小売電気事業者等から電気と環境価値が付加された状態で調達し消費する電力量。



Point!

オフサイト活用を想定する場合は、土地所有者や送配電事業者等との合意形成を早めに行うことが重要になります

③小売電気事業者等の再エネ電力メニューの活用等

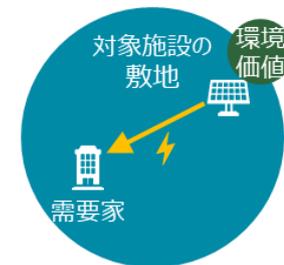
地域内電力需要家が、小売電気事業者等から、非再エネ電力や再エネ電力（FIT）を環境価値が付加された状態で調達し消費する電力量。（※3）

（※3）特定卸供給・任意卸供給でかつ環境価値を買い戻す場合も含まれます。

④再エネ等電力証書の活用

地域内電力需要家が、再エネ等電力証書を活用してCO2排出量を相殺（オフセット）した電力量。再エネ等電力証書は、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量（J-クレジット、グリーン電力証書、JCM、非化石証書等）を基本とする。なお、電力需要家の当該対象施設の電力使用量のうち、オフセット調整に使用する量のみとします。

敷地内に設置



敷地外に設置



小売電気事業者等



小売電気事業者等



化石燃料由来電源



凡例 ● : 対象施設の敷地 ● : 対象施設以外の敷地 🏠 : 再エネ等電力証書

▼確認事項の考え方（省エネによる削減量）

③ 脱炭素先行地域内の民生部門の省エネによる電力削減量（kWh）

省エネ対策によって削減が見込まれる電力量は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（※1）や機器製造事業者や建築事業者、機器販売事業者による省エネシミュレーション結果等を用いて推計することができます。

（※1）https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

また、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル(算定手法編)」に記載されている、以下の2つの手法を用いることも考えられます。（※2）

- 省エネ設備導入量に削減量原単位を乗じて年間のCO₂削減量を推計(対策指標当たりの削減量原単位による評価)
- 施設の年間エネルギー使用量に導入する省エネ設備のエネルギー削減率を乗じてエネルギー削減量を推計(設備のエネルギー削減率による評価)

（※2）推計方法によっては削減量がCO₂排出量で算定されますが、その場合は、省令で定める電気事業者ごとの調整後排出係数（<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>）を用いてCO₂排出量から電力量に割り戻して省エネによる電力削減量を求めることが考えられます。

脱炭素先行地域内の民生部門の「省エネによる電力削減量」算定イメージ

脱炭素先行地域内の民生部門の「省エネによる電力削減量」は、電力需要家ごとに実施される省エネ対策によって削減が見込まれる電力量の推計を行い、積み上げることで算定します。

$$\begin{array}{l} \text{省エネによる電力削減量 (kWh/年)} = \text{電力需要家 a の省エネによる電力削減量 (kWh/年)} + \text{電力需要家 b の省エネによる電力削減量 (kWh/年)} \cdots + \\ \text{電力需要家 a の省エネによる電力削減量 (kWh/年)} = \text{取組 a 1 の省エネによる電力削減量 (kWh/年)} + \text{取組 a 2 の省エネによる電力削減量 (kWh/年)} \cdots + \end{array}$$

確認事項

- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。また、脱炭素先行地域の取組を進めるに当たって特に重要な再エネ設備を基幹発電設備として設定していること
- 再エネ情報提供システム（REPOS）や衛星写真等を活用した FS 調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること
- 生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止（ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。）や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能性を把握していること

評価事項

- 生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止（ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。）や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、脱炭素先行地域内の追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きいこと
- FS 調査のうち、実地調査を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能性をより確実に把握していること
- 系統接続協議（事前相談・接続検討申込み等）を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能性をより確実に把握していること
- 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえ、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能性をより確実に把握していること
- 必要に応じ、導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方（代替案）を検討していること



▼参考：再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS（リーポス）」

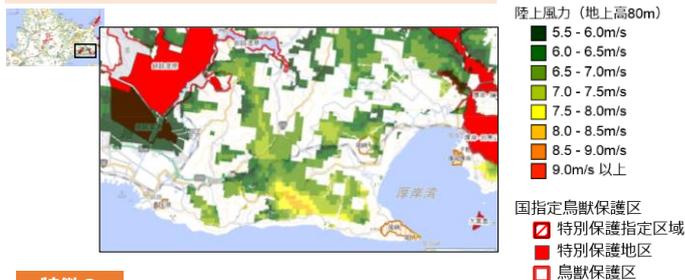
環境省は、デジタルで誰でも再生エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：Renewable Energy Potential System）」を開設しています。

全国・地域別のポテンシャル（太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱）に加えて、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（景観、鳥獣保護区域、国立公園等）やハザードマップも連携して表示することができます。

また、地方公共団体実行計画や再生可能エネルギー関連計画等を策定する際に参考となる情報を「地域脱炭素化促進支援メニュー」にて提供しています。

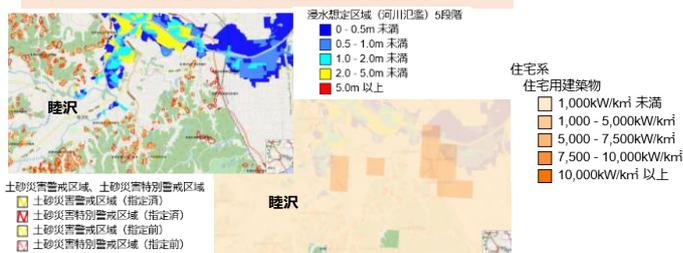
特徴1

地域情報・環境情報と統合（環境影響情報サイトと自動連携）



特徴2

ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示

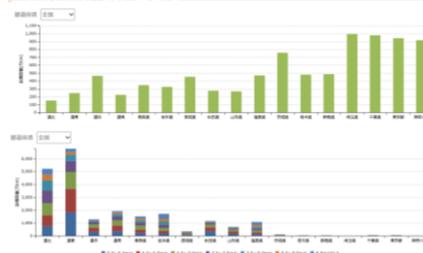


再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy>

特徴3

自治体別（都道府県別、市町村別）に再生エネポテンシャル情報を表示



特徴4

自治体別（都道府県別、市町村別）に再生エネ導入実績を表示

■導入実績に関する情報※2

大区分	中区分	導入実績値	単位	
太陽光	10kW未満	0.121	MW	
	10kW以上	0.271	MW	
	合計	0.392	MW	
風力		0.000	MW	
水力		0.000	MW	
バイオマス		0.000	MW	
地熱		0.000	MW	
再生可能エネルギー（電気）合計			0.392	MW
			503,281	MWh/年

▼確認事項・評価事項の考え方（自然環境への影響回避等）

一定規模以上の開発において環境アセスメントの手続を行うことはもちろん、規模が小さいものについても、事業実施による生物多様性への影響について事前調査を行ってください。

G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している」、「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転」させると言及されているとおり、生物多様性の保全は喫緊の課題であるとともに、広い設置面積が必要となる再生エネルギー開発と密接に関連しています。

我が国では、環境影響評価法において、道路、ダム、発電所などの事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼす恐れがある事業（第1種事業、例えば太陽光発電設備の場合、出力4万kW以上）は、必ず環境アセスメントの手続を行う必要があり、それに準ずる大きさの事業（第2種事業、例えば太陽光発電設備の場合、出力3万kW～4万kW）は、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。

また、地域独自の条例で小規模な事業についても環境アセスメントの手続きを行うことが必要な地域もあります。

これらのことを踏まえ、電源開発等を行うエリアに特に保護すべき生物・植物等が生息していないか、事業を行うことによってそれらに重大な影響を及ぼす恐れがないか等の事前調査を実施した上で事業検討を行ってください。調査に際しては、以下のような資料を参照するほか、地域の自然環境に詳しい有識者に意見を伺うことが重要です。

【環境省】環境アセスメントデータベース（EADAS）

絶滅危惧種（植物）の分布情報、特定植物群落、重要湿地、重要里地里山、自然公園、鳥獣保護区、風力発電における鳥類のセンシティブリティマップ等の自然環境に関する情報がウェブサイト上の地図情報システム（Web-GIS）に幅広く収録されています。

URL：<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

【環境省】太陽光発電の環境配慮ガイドライン

URL：<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

【環境省】希少種保全のガイドラインや考え方等

URL：<https://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html>

【環境省】風力発電施設と野生生物保護にかかる各種ガイドライン

URL：https://www.env.go.jp/nature/yasei/wildlife_and_windplant.html



▼確認事項・評価事項の考え方（災害リスクを踏まえた再エネ発電設備導入の検討）

再エネ発電設備の設置に当たっては、災害に強いまちづくりと連動して、水害や土砂崩れ等の災害リスクが高いエリアを回避することが重要です。

例えば、設備の長期稼働を考慮し、ハザードマップ等を踏まえて、浸水リスクの高いエリアには再エネ発電設備を設置しないほか、再エネ発電設備を導入する施設がそのようなエリアに存在し今後高台に移転する予定がある場合には、移転の際に設備を設置する等、設備が被災するリスクを軽減するよう検討してください。

ただし、地域の全域が水害等による被災リスクがある場合は、被災リスクや再エネ発電設備を導入する意義を十分認識・検討した上で、専門家等の助言を受けつつ、架台を高めを設定するなどの構造上の配慮や、保険等へ加入する等によるリスクヘッジを行った上で、設備の導入を検討することもあります。

▼確認事項・評価事項の考え方（FS 調査）

FS 調査では、生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響、災害防止に配慮した事業計画となるよう検討が必要です。また、発電設備を設置する用地や建物の選定に当たっては、専門家が立ち会う実地調査が重要です。調査内容の例として下表に挙げるような項目について検討を進めてください。

●再エネ電源共通の調査項目例

資料調査	<ul style="list-style-type: none"> REPOS、衛星写真を利用した発電量・導入可能量の把握（例：太陽光発電設備の導入可能性（既に設置している量を除くことが望ましい。）等） 関連法令による規制や JIS 等の規格の確認 系統連系接続の確認
------	--



Point!

衛星写真では斜面や障害物を確認できない場合があるため、計画の早い段階から現地確認を行う必要があります。

また、建築基準法や設計基準は、災害の発生や技術の進歩などを機に数年で改正・改定されるため、計画時に必ず最新のものを参照してください。

なお、景観保全については、地域独自の条件や規制等により、事前に調整等が必要なケースもあります。

●太陽光発電の調査項目例

資料調査	屋根置き	<ul style="list-style-type: none"> 建物設計図、測量図による、建物築年数や耐荷重・耐震性能、屋根の防水性能等の確認 設置場所の正確な面積や傾斜を踏まえた簡易的なモジュール配置検討 居住者の属性（契約期間・投資回収年数と居住者の年齢等の兼ね合い等）
	野立て	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地盤の特徴の把握 土砂の流入・流出の可能性の調査
	フロート式	設置計画水面の水位変動、水底地盤の情報収集
	営農型	土地利用状況、農作物の調査（農作物の品種や導入以前の平均的な収量および品質の把握等）

実地 調査	屋根置き	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎設計につながる確認（地盤調査や建築物コンクリート調査、建物経年劣化状況確認等） ・光害の影響の確認 ・周辺環境の調査
	野立て	<ul style="list-style-type: none"> ・地形観察、地表の傾斜、表層土質の確認 ・植生の確認 ・周辺環境の調査
	フroot式	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の確認 ・周辺環境の調査
	営農型	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用状況、農作物の調査 ・周辺環境の調査



Point!

垂直積雪量は地域に応じて特定行政庁が定めている場合があるため、確認してください。また、「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（JIS C8955(2017)）に準拠して設計してください。



Point!

建物を選定するに当たっては、建物の施工業者などと現地確認を行うことで、耐荷重などの設計上の留意点についても情報を入手できる場合があります。



Point!

営農型太陽光発電事業向けの荒廃農地を選定するに当たっては、荒廃の進み具合で抜根が必要等、用地の整備費用が異なることから、関係者や専門の事業者等の協力や助言を仰ぐことが推奨されます。

●小水力発電設備の調査項目例

資料 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の調査（地形、地質等） ・周辺環境の調査（発電対象地点と道路・周辺施設などの距離確認） ・流量、落差の記録の確認 ・事業方式の検討（電力利用、発電所の概略レイアウト等）
実地 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の調査（地形測量、地質調査等） ・周辺環境の調査（発電対象地点と道路・周辺施設などの距離確認） ・流量、有効落差の調査 ・水環境の確認（ごみ、流木、土砂などの流入）



●風力発電設備の調査項目例

資料 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍の風況データの収集 ・自然条件の調査（地形や気象条件等） ・社会条件の調査（騒音、電波障害、生態系、景観への影響） ・観測方法、観測地点の検討 ・観測データの処理・解析・評価 ・風況シミュレーション
実地 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価（騒音、電波障害、生態系、景観への影響） ・土質調査（支持力・沈下特性など地盤の性質の確認） ・風況調査（平均風速、平均風向、最大瞬間風速、風速の標準偏差の観測等）



Point!

風力発電の計画に当たっては、REPOS 等でのポテンシャル把握に加え、風況の実測調査（難しい場合は、近隣の同規模の風力発電所の実績や風況解析ソフトによる分析）を行わなければなりません。

●バイオマス発電設備の調査項目例

資料 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用バイオマスの収集範囲の検討 ・利用バイオマスの長期調達可能性の検討 ・エネルギー利用方法の検討 ・副産物の利用・処置の検討（焼却灰の活用方法検討、焼却灰の廃棄物としての処理方法の検討）
実地 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用バイオマスの把握（想定収集範囲内での利用可能なバイオマスの性状や量の把握） ・バイオマス収集方法についての調査・検討 ・施設規模の調査（利用可能土地面積、用水などの必要資源量の把握等） ・周辺環境影響評価

●地熱発電設備の調査項目例

資料 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地質、地熱、温泉に関する資料確認、地熱資源状況の整理 ・土地及び周辺環境の選定 ・地表調査（温泉や地熱流体を対象にした各種化学分析等）
実地 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・坑井掘削による調査（地質、地下温度・圧力等の確認） ・地下学探査（水質、ガス、地温調査） ・地表調査（変質帯調査等） ・モニタリング調査（周辺温泉・噴気の状態調査）

【合意形成プロセス（地権者、施設管理者、周辺住民等）】

○ 住宅

合意形成プロセス	
①-1	：地区代表者（自治会長等）に説明
①-2	：住民向け説明会を実施
	（1）脱炭素先行地域に係る事業全体像
	（2）導入する再エネ発電設備の詳細（電源規模、導入場所等）
	（3）設備導入による周辺環境への影響とその対策案
	（4）設備導入に係るコスト
②	住民との合意形成
	（1）再エネ発電設備導入に関する合意

○ 民間施設

合意形成プロセス	
①	施設管理者（所有者）へ説明
	（1）脱炭素先行地域に係る事業全体像
	（2）導入する再エネ発電設備の詳細（電源規模、導入場所等）
	（3）設備導入による周辺環境への影響とその対策案
	（4）設備導入に係るコスト
②	施設管理者（所有者）との合意形成
	（1）再エネ発電設備導入に関する合意
③	協力事業者（商用ビルにおける各テナント事業者等）との合意形成

○ 大規模な発電所（遊休地を活用した太陽光発電、水力・風力・バイオマス発電等）

合意形成プロセス	
①-1	：土地所有関係者へ説明
①-2	：周辺住民へ説明
	（1）脱炭素先行地域に係る事業全体像
	（2）導入する再エネ発電設備の詳細（電源規模、導入場所等）
	（3）設備導入による周辺環境への影響とその対策案
	（4）設備導入に係るコスト
②-1	：土地所有関係者との合意形成
②-2	：周辺住民との合意形成
	（1）再エネ発電設備導入に関する合意
③	協力事業者との合意形成



▼参考：各種再生エネルギー発電設備ガイドライン等

関係省庁から公開されている各発電設備導入のガイドライン等を参考に、導入検討を進めることが重要であり、以下に掲げるもの等をご確認ください。

●太陽光発電

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

- ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

<https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/document/PVguideline2019.pdf>

- ・水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版

<https://www.nedo.go.jp/content/100960316.pdf>

- ・営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

<https://www.nedo.go.jp/content/100960315.pdf>

- ・太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

●バイオマス発電

- ・事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

●小水力発電

- ・事業計画策定ガイドライン（水力発電）（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_water.pdf

●風力発電

- ・事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_wind.pdf

- ・風力発電導入ガイドブック（2008年2月改訂第9版）（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

<https://www.nedo.go.jp/content/100079735.pdf>

●地熱発電

- ・事業計画策定ガイドライン（地熱発電）（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_geothermal.pdf

- ・温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/900517873.pdf>

▼参考：廃棄物発電設備の導入

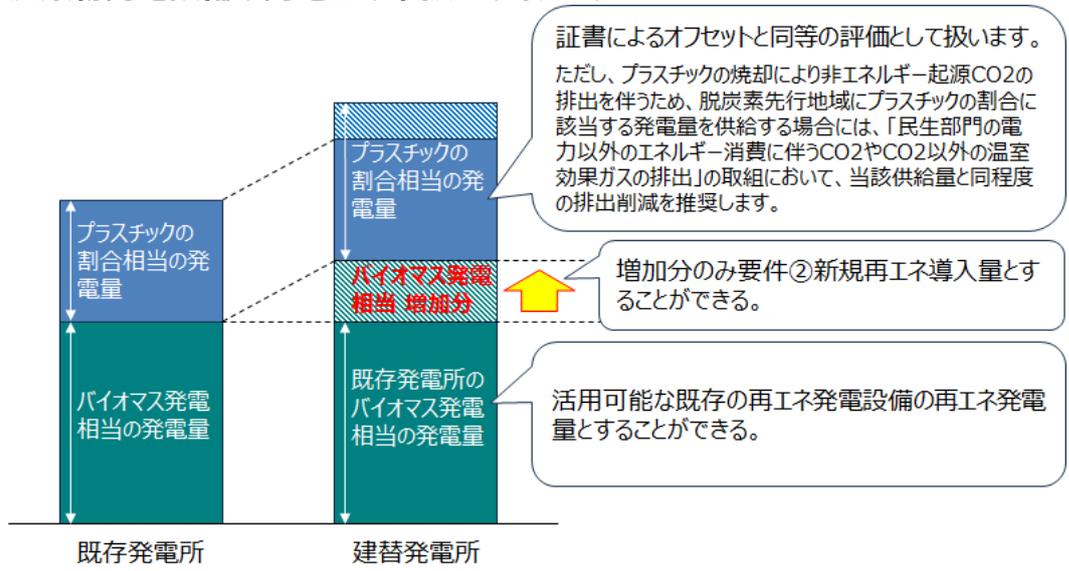
【バイオマス発電に相当する発電量とプラスチックの割合に応じた発電量分について】

- ① 廃棄物発電により得られた電力のうち、バイオマス発電に相当する分については再エネの電力供給量に算入することができます（FIT の場合は、小売電気事業者等から環境価値が付加された状態の電力のみを算入できます。FIP 制度についても、環境価値が付加された状態で調達されたものについて、再エネ等の電力供給量に含めることができます。）。
- ② バイオマス発電に相当する発電量については、廃棄物発電量に、バイオマス比率（焼却対象ごみの組成調査結果等により把握されたプラスチックの割合を除いたもの）を乗ずることで把握することができます。
- ③ プラスチックの割合に応じた発電量分については、プラスチックの焼却により非エネルギー起源CO2 の排出を伴うため、「再エネ発電量」として評価しませんが、「再エネ等」に含まれるものとし、証書によるオフセットと同程度の低い評価として扱います。
 また、脱炭素先行地域にプラスチックの割合に該当する発電量を供給する場合には、「民生部門電力以外における取組」において、当該供給量と同程度の排出削減が基本となります。

【新規の再エネ発電設備の導入量の扱いについて】

- ④ 廃棄物発電設備の建替えや広域化・集約化（※）の場合においては、バイオマス発電に相当する発電量の増加分のみを新規の再エネ発電設備の導入量として扱います。
 （※）広域化・集約化の場合には、広域化・集約化以前の発電所の合計値と比較してください。
- ⑤ ④で報告する増加分を除いた発電量のうち、バイオマス発電に相当する発電量は、活用可能な既存の再エネ発電設備による「再エネ発電量」として扱うことができます。

廃棄物発電設備の発電量の取扱いのイメージ



① 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを目指す取組

確認事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要家を原則全て対象としていること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること

(※) 再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、PPA 事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、自治会、経済団体等

評価事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組を実現するため、電力需要家との合意を一定程度適切に図っていること (※)
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること (※)
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。

② 民生部門電力以外における取組

確認事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の需要家を特定していること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること

(※) 再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、熱供給事業者、運輸事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、経済団体、農業団体等

評価事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の需要家との合意を一定程度適切に図っていること (※)
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること (※)
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。

▼確認事項・評価事項の考え方（需要家との合意形成）

再エネ電力の導入に当たっては、その需要家となる住宅や民間施設の所有者や管理者との合意形成が重要です。合意形成には段階がありますが、再エネ発電設備の設置、電力切替えにかかる負担・効果まで説明し、理解が得られていることが重要です。取組の実現可能性を高めるため、あらかじめ計画的に合意に向けたプロセスを進めるようにしてください。

合意形成プロセス（需要家）

○ 住宅

合意形成プロセス	内容
(1)代表者説明（事業概要）	地区代表者（自治会長等）等に事業概要や大枠を説明
(2)住民説明（事業概要）	住民向け説明会を開催する等により事業概要や大枠を説明
(3)事業への反応調査	事業概要や大枠に関してアンケート等による住民の反応を調査
(4)メリットやコスト等の詳細説明	自家消費や再エネメニューへ切り替えた際のメリット・自己負担など、単価等詳細を含め説明
(5)再エネ利用の意向調査	メリットやコストなどの詳細説明を受けた後の、再エネ利用に関する意向をアンケート等により調査
(6)個別協議	個々の需要家へアプローチし、個別の試算を基に具体的な協議を実施
(7)合意	対象需要家と自家消費や電力切替えの合意

○ オフィスビル等

合意形成プロセス	内容
(1)事業概要説明	関係者に事業概要や大枠を説明
(2)事業への反応調査	事業概要や大枠に関してアンケート等による反応を調査
(3)メリットやコスト等の詳細説明	自家消費や再エネメニューへ切り替えた際のメリット・自己負担など、単価等詳細を含め説明
(4)再エネ利用の意向調査	メリットやコストなどの詳細説明を受けた後の、再エネ利用に関する意向をアンケート等により調査
(5)個別協議	個々の需要家へアプローチし、個別の試算を基に具体的な協議を実施
(6)合意	対象需要家と自家消費や電力切替えの合意

※ オフィスビルや商業施設においては、施設管理者と入居しているテナント・店舗との間で、個別に合意形成を進める必要がある場合があります。契約内容等も踏まえて判断してください。

○ 公共施設

合意形成プロセス	内容
(1)事業概要説明	関係者、関係部局等に事業概要や大枠を説明
(2)必要コスト試算結果等説明	事業実施に当たって必要となる支出や費用対効果など具体的な試算結果を共有
(3)合意	施設の維持・補修や更新スケジュールを把握した上で、施設管理者と自家消費や電力切替え等の合意



▼確認事項・評価事項の考え方（供給事業者・関係者との体制構築）

2030年度まで、または、それを待たずして「民生電力由来のCO2実質ゼロ」をはじめとする脱炭素先行地域の取組を実現するためには、それを確実に実施する体制の構築が不可欠です。

計画に掲げる各取組に携わる再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、PPA事業者、経済団体、農業団体、大学等の教育機関、地元企業等の事業者等を特定し、各役割を明確にするとともに、都道府県や金融機関も巻き込みながら体制を構築し、脱炭素先行地域の取組の実現可能性を高めることが重要です。

加えて、脱炭素先行地域は、全国の先行例・模範となって、「脱炭素ドミノ」の起点となり、全国に地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されています。そのため、構築された連携体制は脱炭素先行地域づくり事業の計画策定・事業推進はもとより、脱炭素先行地域の取組を横展開させる基盤を創出する観点でも重要です（横展開に資する基盤創出については、「先進性・モデル性」で評価しますのでP.31をご覧ください。）。

<期待される役割の例>

○金融機関の場合

金融機関から脱炭素先行地域の取組に関する助言・計画支援を受け、それを踏まえた事業への出融資の見通しを確保することで、事業効率性・継続性を高めることができます。他にも、水素利活用やCCUS、バイオマスプラスチック製造のような新技術は、金融機関からの事業採算性の評価も踏まえて導入を検討することが重要です。

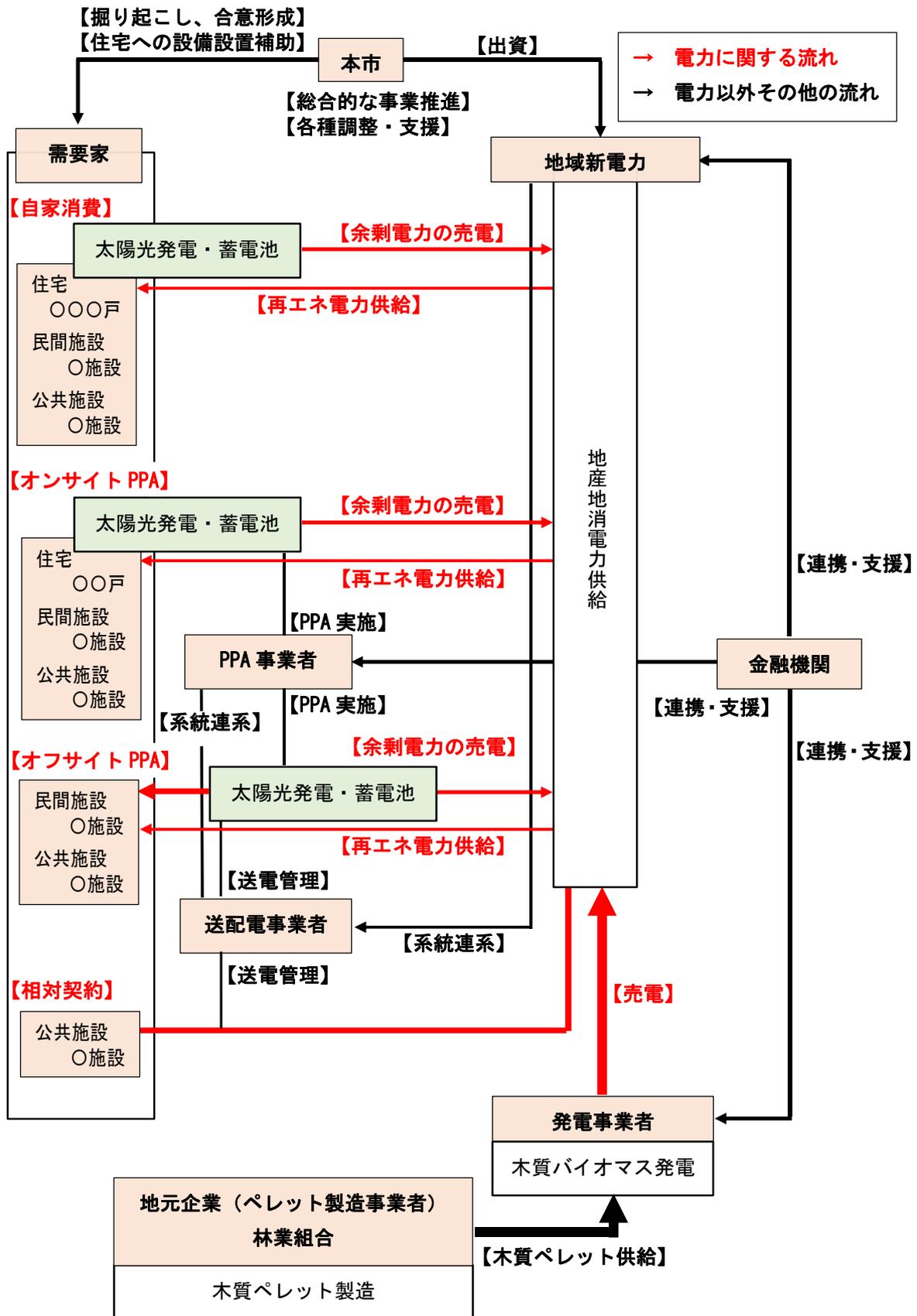
さらに、金融機関の知見を生かし地域脱炭素の取組を推進するためのファイナンススキームの構築やサステナビリティ・リンク・ローン等の金融商品の開発のほか、金融機関のネットワークを生かすことで地元事業者をはじめとする関係事業者の拡大等も期待されます。

○都道府県の場合

都道府県には、所有施設の脱炭素への対応のみならず、広域自治体として、再エネ発電設備の導入方法や運営手法の知見・ノウハウの提供、人員体制のバックアップ、再エネポテンシャルの異なる市区町村のマッチング等、地域脱炭素の取組の横展開を視野にいれた管内市区町村への支援体制を構築する役割が期待されます。

また、市区町村の枠を超えて、事業活動が実施されることで、産業部門や運輸部門等の積極的な脱炭素化の推進が期待されます。

▼評価事項の考え方（民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組連携体制図）



必要に応じて、民生部門の電力以外の取組に関する「関係者との連携体制」も記載してください。

確認事項

- 設定する地域課題が、関連する基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）や個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）において位置付けられていること
- 脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）や個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）に位置付ける方針を示していること

評価事項

- 脱炭素先行地域の取組を基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域の取組を個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通し（人口減少や高齢化等）を踏まえた適切な取組となっていること
- 地方公共団体内において、脱炭素先行地域の取組を通じた地域の将来ビジョンを達成するための執行・推進体制が具体的に構築又は構築される予定が具体的な確度をもって示されていること



▼評価事項の考え方（2030年以降の地域の人口、世代構成、産業構造、各施設のあり方等を踏まえた計画策定の重要性）

脱炭素先行地域の取組は、単に電力契約を再エネ電力メニューに切り替えるというだけでなく、再エネ発電設備や自営線等の設備導入を伴うものであり、それらの設備は、今後長期間にわたって利用されることが想定されます。

そのため、人口減少や産業構造の変化、施設の統廃合といった「厳しくも現実的な将来見通し」を踏まえた上で、脱炭素先行地域として脱炭素化に取り組む意義があるか、導入する再エネ発電設備等の場所・規模が適切か、それらのインフラが2030年以降も継続的に活用され、地域の発展に資するものであるかどうかを見極めることが重要です。

（例）●●地区は「都市マスタープラン」において「地域生活拠点」と位置付けられているエリアであるが、過疎化が進んでいることから、屋根置き太陽光発電設備等への依存度を低減させる一方、豊かな再エネポテンシャルを活かし、小水力発電設備や木質バイオマス発電設備を導入することにより、将来的にも電力供給元の役割を果たす。

（例）再エネ電力供給においては、建物の状態、住居者の世代構成等によって実施できる取組みも異なることを考慮し、需要家自ら再エネ発電設備を設置すること以外にも、市町村所有の太陽光発電設備の貸出しや PPA 方式での導入、再エネ電力メニューの活用等、複数の選択肢を用意し、状況に応じて取り組む。

▼評価事項の考え方（地方公共団体の推進体制）

脱炭素先行地域を通じた地域の将来ビジョンを達成するために、部局横断的な推進体制を構築することが求められます。また、脱炭素先行地域は、地域の課題を解決するとともに全国で脱炭素ドミノの起点になり地域脱炭素の取組を広げていく観点から、脱炭素先行地域以外の地域でも着実に地域脱炭素の取組を推進することができる強固な体制を構築する必要があります。

そのため、あらかじめ人事部局の合意を得て、部局横断的な推進体制の確保や新しい部署の設置、担当職員の増強等が図られていることが必要です。



① 提案者

- 主たる提案者
地方公共団体（市区町村、都道府県）のみ提案が可能です。
 - 計画の実施、変更等に係る判断及び最終的な責任は主たる提案者の地方公共団体とするほか、主たる提案者は、共同提案者に過度に依存することなく、高い主体性を保持して取組を実施することとします。
- 共同提案者
 - 民間事業者等との共同提案を必須とします。
 - 共同提案者となる民間事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる提案者である地方公共団体と連携して具体的な取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません。
 - 共同提案者には、脱炭素先行地域での取組を、当該事業者等が事業を行う地域において、横展開していくことを求めます。
 - なお、地方公共団体は民間事業者等には含まれませんが、地方公共団体が共同提案者になることは可能です。複数の地方公共団体で提案する場合、主たる提案者は一の地方公共団体とし、その他の地方公共団体は共同提案者として提出してください。

共同提案者の考え方

共同提案者として参画いただく民間事業者等としては、エネルギー事業者、送配電事業者、施工事業者、地域金融機関等が想定されます。その際、取組を通じ、取組の成果を地域に還元する、新たな雇用を創出する、脱炭素の担い手を確保するため、地域の事業者を共同提案者とすることを積極的に検討ください。また、複数の関係者の参画を前提とした協議会やコンソーシアム等を共同提案者とすることも可能であり、実施体制の見える化と関係者の参画を促す効果が期待できます。

なお、共同提案者との連携協定等については、必ず締結することを求めるものではありません。

② 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域に応募する地方公共団体は、「04 脱炭素先行地域の各選定要件の確認・評価事項等」を踏まえ、選定要件ごとに取組内容を記載した計画提案資料を提出することとなります。

具体的には、脱炭素先行地域募集要領に定める計画提案書（様式 1）及び計画提案概要（様式 2）を作成してください。作成の際は、「脱炭素先行地域募集要領」のほか、各様式や「脱炭素先行地域のよくある御質問とその回答」、「地域脱炭素・再エネ推進交付金 FAQ」を確認してください。

（様式 1）計画提案書の記載事項

1. 脱炭素先行地域の概要と計画提案の先進性・モデル性
 - 1.1 計画提案内容の概要
 - 1.2 先進性・モデル性
 - 1.3 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決、地域経済循環への貢献等
2. 地方公共団体の基本情報、温室効果ガス排出の現況
 - 2.1 提案地方公共団体の社会的・地理的特性
 - 2.2 温室効果ガス排出の実態
3. 脱炭素先行地域における取組の全容
 - 3.1 地域の将来ビジョンと脱炭素先行地域の関係
 - 3.2 事業の概要
 - 3.3 事業の実施スケジュール等
 - 3.4 事業費の額、活用を想定している資金
4. 取組内容の詳細
 - 4.1 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
 - 4.2 民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組
 - 4.3 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
5. 各事業の事業性の確保に係る試算・検討状況
6. 関係者との連携体制と合意形成状況等
 - 6.1 地方公共団体内部の推進体制
 - 6.2 関係者との連携体制と合意形成状況
 - 6.3 事業を着実に実施するための実績等
7. 地方公共団体実行計画の改定状況等

（様式 2）計画提案概要の記載事項

計画全体の概要をまとめた資料を作成してください。

③ 提出資料の様式、提出方法

1. 提出資料の様式(脱炭素先行地域募集要領を参照)

- ① 様式 1:脱炭素先行地域計画提案書 (Word 形式)
 - ② 様式 2:脱炭素先行地域計画提案概要 (PPT 形式)
 - ③ 表作成ツール (Excel 形式)
 - ④ 地域脱炭素の推進のための交付金 チェックシート (Excel 形式)
 - ⑤ 新規の再エネ発電設備の導入に関する FS 調査の概要資料 (様式自由)
- ※⑤は、基幹発電設備について提出すること。

2. 資料の提出方法

提出先 地方環境事務所 (P.81 問い合わせ先を参照)

提出方法 電子メールによる提出

- ・メール件名は、「【提出】(6桁の都道府県・市区町村コード) (提出日4桁) (提案者名) 脱炭素先行地域提案資料」としてください。
- ・様式1は、ファイル名を「(6桁の都道府県・市区町村コード)_(提案者名)_様式1」とした Word 形式と PDF 形式にて提出すること。
- ・様式2は、ファイル名を「(6桁の都道府県・市区町村コード)_(提案者名)_様式2」とした PPT 形式(様式2)と PDF 形式にて提出すること。

※一度提出があった計画提案書等の資料の再提出は環境省からの指示があった場合を除き認めません。

3. 提出資料の取扱

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料の情報は原則公表します。提案者の地方公共団体が策定する個人情報保護条例等に基づき非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。ただし、提出時に非公表で記載されている箇所についても、選定後、再度公表の可否等を精査します。

なお、提出された計画提案書の内容について、環境省(地方環境事務所を含む。)から関係府省庁(地方支部分局を含む。)へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

提出資料はあくまでも脱炭素先行地域の審査に係るものであり、地域脱炭素推進交付金の事業計画は交付要綱等に基づき、別途確認を行います。

4. 交付金事業計画の提出について

交付金事業計画は選定後、環境省の審査を経て、受理することになります。

特定地域脱炭素移行加速化交付金(以下、「GX交付金」という。)の要件に合致する場合は、原則GX交付金を活用いただくことになります。このため、要件に合致する場合は、予め「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」と「GX交付金」に事業を切り分けた形で計画をご提出いただくこととなりますのでご承知おきください。

④ 提案に当たっての留意事項

提案内容について、環境省本省及び地方環境事務所への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案に当たり、評価委員会委員、環境省本省の幹部及び担当者に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省本省の幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。

06

取組状況のフォローアップ等

① 進捗管理・取組評価

選定地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組結果を報告します。

選定地方公共団体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言を行います。特に、脱炭素先行地域選定から3年程度をめぐり中間評価として、設備導入やCO₂削減効果等の進捗に加え、地域課題解決の観点にも重点を置いた評価を行います。

さらに、計画の最終年度末の結果報告に対しては、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な措置を図ってもなお改善が見られない場合には、必要に応じて、関係機関の意見を聴取した上で、評価委員会の評価を踏まえ、計画内容の変更を求めることがあります。変更後の計画に基づき実施したにもかかわらず、なお取組の進捗が一定の水準に満たない場合（中間評価や最終評価等においては、計画の達成が見込まれない場合や確認できない場合）には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域取扱要領」によるものとします。

② 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所及び環境省本省は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。

また、選定評価に携わっている選定委員のほか、7つの地方環境事務所の管轄ブロックごとに1名ずつのフォローアップ専門委員が加わり、各地域の取組内容について専門的な知見から評価・助言し、伴走支援します。

なお、選定地方公共団体については、選定された計画の内容や取組の進捗状況について、環境省等が主催するイベントにおいて発表いただくなど情報発信にご協力いただく予定です。また、他の地域に同様の取組が広がっていくように、環境省として、今後様々な機会を通じて、選定地方公共団体同士やこれから地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体と交流する場を提供する予定です。

③ その他

地方公共団体実行計画（事務事業編）に係る各取組等の進捗状況や、地方公共団体実行計画（区域施策編）に係る各施策等の進捗状況については、毎年度環境省に報告をしていただきます。また、その結果については環境省のホームページ等で公表します。



▼参考：令和5年度 脱炭素先行地域フォローアップの結果について（令和6年8月5日公表）

令和5年度脱炭素先行地域フォローアップの結果について

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/followup-kekka-20240826.pdf>

令和5年度脱炭素先行地域フォローアップ結果の総評

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/followup-kekka-souhyo-202408.pdf>

令和5年度脱炭素先行地域フォローアップ結果の全体評価



全体評価

- 73地域の取組の多くは、概ね順調と評価しているものの、一部の地域では、当初計画の達成に向けて正念場を迎えている。
- 奈良県三郷町が計画の根幹をなす取組の見通しが立たなくなったことや顕在化した課題を解決することができず、脱炭素先行地域の選定を辞退されたことは、本委員会としても重く受け止めている。

令和5年度フォローアップの結果

(1) 特筆すべき取組事例（横展開に向けた動き）

- 脱炭素先行地域以外への取組の拡大【秋田県・秋田市】
- 地域エネルギー会社を軸にした地域脱炭素の基盤構築【神奈川県川崎市、熊本県球磨村】
- 地域間連携による地域脱炭素の基盤構築【千葉県匝瑳市・新潟県関川村・滋賀県米原市・熊本県あさぎり町、熊本県球磨村・鹿児島県日置市】
- 金融機関と連携した地域脱炭素の基盤構築【滋賀県湖南市、鳥取県米子市・境港市、宮崎県延岡市・沖縄県与那原町、熊本県球磨村】
- 脱炭素先行地域を契機とした機運の醸成【兵庫県尼崎市、島根県邑南町】

(2) - 1 顕在化した課題を克服した取組事例

- 事業推進体制の構築【北海道札幌市、滋賀県米原市】
- 事業性の確保【秋田県大湯村、大阪府堺市、福岡県北九州市・北九州都市圏域17市町】

(2) - 2 新たに顕在化した課題（金融機関からの融資獲得）

- 昨年度から引き続き、系統連系の正式協議の結果による再エネ接続容量の大幅な縮小や、共同で事業を実施する予定であったパートナー事業者との連携解消、資材や人員の不足、価格高騰等による事業遅延など、多くの地域が大小様々な顕在化した課題に直面している。
- 加えて、昨年度と比べ、事業を推進するに当たって金融機関からの融資獲得に難航している地域が多く確認された。
- 今後、事業実施側の計画段階における検討の熟度を高めることはもとより、事業推進側の体制を確保すること、都道府県や信用保証協会との連携を検討すること、金融機関における脱炭素事業が抱えるリスクに対する理解を深めること等が必要不可欠である。

今後に期待すること

- 先行する地域が走り出すことで顕在化した課題は後続の地域もいずれ直面するもの。こうした課題の解決こそ、脱炭素先行地域に課せられた試験。
- 一部の地域においては重点対策加速化事業の採択も受けていることが影響して、執行体制が不十分なケースを確認。具体的な成果の実現が求められる脱炭素先行地域の趣旨を踏まえ、推進体制の一層の確保と強化を求める。
- 顕在化した課題に直面する地域は環境省地方環境事務所の併走支援や都道府県のバックアップを受けることで取組の立て直しを図っていただきたい。
- 順調に取組が進捗している地域においても、取組のモデル性をさらに高める余地がないか、貪欲に模索していただきたい。
- 今後、脱炭素先行地域を含め、脱炭素の実現に向けて取り組む地域においては、先を走る地域の経験を学びとし、地域への裨益や地域の担い手の育成・確保等の実践を通じて、脱炭素及び将来ビジョンの実現に向けた取組を進めていただきたい。

2

令和5年度脱炭素先行地域フォローアップの結果（特筆すべき取組事例（横展開に向けた動き））



- 令和5年度のフォローアップにおいて、すでに波及効果を発揮している特筆すべき優れた取組が確認された。

脱炭素先行地域以外への取組の拡大【秋田県・秋田市】

- 脱炭素先行地域以外の秋田県が管理する流域下水処理施設においても、太陽光発電設備のPPAによる実装に向けた検討を開始。（p8）

地域エネルギー会社を軸にした地域脱炭素の基盤構築【神奈川県川崎市、熊本県球磨村】

- 川崎市は、令和5年10月に地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」を設立し、エネルギーの地産地消の取組を開始しており、民生部門実質ゼロの取組の進捗率が45.8%と全提案の中でも極めて高い。（p9）
- 球磨村は、地域新電力「株式会社球磨村森電力」と連携し、財政支援を受けながら、安価な料金による電力供給を実現。加えて、熊本県内の「株式会社あさぎりエナジー」や「株式会社五木源電力」と連携し各社で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電気事業を一括して担うとともに、PPA事業においても蓄電池を一括して遠隔制御するといった工夫により採算性を向上。（p10）

地域間連携による地域脱炭素の基盤構築【千葉県匝瑳市・新潟県関川村・滋賀県米原市・熊本県あさぎり町、熊本県球磨村・鹿児島県日置市】

- 匝瑳市は、ソーラーシェアリングの実績が豊富であり、ソーラーシェアリングに取り組む脱炭素先行地域の選定自治体（関川村、米原市、あさぎり町）と協定を締結し、営農型太陽光発電事業のノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む。（p11）
- 球磨村の共同提案者である球磨村森電力は、地域新電力間での連携関係を活用した横展開を推進している。隣接県である鹿児島県日置市の「ひおき地域エネルギー株式会社」も、太陽光発電によるPPA事業や小水力発電事業のノウハウを共有し合う関係を構築。（p10）

金融機関と連携した地域脱炭素の基盤構築【滋賀県湖南市、鳥取県米子市・境港市、宮崎県延岡市・沖縄県与那原町、熊本県球磨村】

- 湖南市の共同提案者である滋賀銀行は、令和5年度に太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として適用金利や保証料を引き下げる住宅ローンを創設。（p12）
- 米子市・境港市の共同提案者である山陰合同銀行は、銀行法の改正によって子会社の業務範囲が拡大されたことを受けて、全国の銀行で初となる再エネ発電事業を行う会社「ごうきんエナジー株式会社」を全額出資により設立。その後、常陽銀行、八十二銀行、群馬銀行、中国銀行などにおいて、同様の動きが全国に拡大。（p13）
- 鹿児島銀行は、宮崎県延岡市及び沖縄県与那原町の脱炭素先行地域の主たる役割を担うそれぞれの地域エネルギー会社に対し、事業実施状況を四半期に一度チェックした上での追加融資の判断や事業性の向上を支援する体制を確立。（p14）
- 球磨村の共同提案者である球磨村森電力は、令和6年3月に肥後銀行とグリーンローン融資契約を締結し、グリーンローンの要素を満たす「フレームワーク」を作成し、第三者機関からの検証を踏まえて公表。（p10）

脱炭素先行地域を契機とした機運の醸成【兵庫県尼崎市、島根県邑南町】

- 尼崎市は、共同提案者の阪神電気鉄道株式会社と連携し、阪神タイガースのクライマックスシリーズのパブリックビューイング等において、2025年3月に開催予定のゼロカーボンベースボールパークの動画放映、チラシ配布等を行うことにより、市民や阪神タイガースファンに対して普及啓発を実施。（p15）
- 邑南町の地域新電力「おおなきらエネルギー株式会社」のサービスを利用する同町民の姿がテレビで伝えられたことによって、町民からの関心が高まり、町民からの相談が顕著に増加。（p16）

3

令和5年度脱炭素先行地域フォローアップの結果（顕在化した課題を克服した取組事例）



■ 令和5年度のフォローアップにおいて、顕在化した課題に向き合い、先進性・モデル性を維持しながら計画の軌道修正を図った地域も確認された。

事業推進体制の構築【北海道札幌市、滋賀県米原市】

- 札幌市は、都心地域の民間施設群で省エネ化や太陽光発電等の導入、熱源のCNガスへの切替え等を促進し、電力・熱の脱炭素化を推進するとともに、公共施設群において、省エネ化や太陽光発電設備導入の拡大等を図る計画であったところ。しかしながら、都心地域の民間施設群の合意形成が進捗しておらず、公共施設群については積雪基準への適合判定により太陽光発電設備が導入可能な施設が大幅に減少する可能性があった。
 - 副市長をトップとして部局横断の体制を構築。都心地域の民間施設群については半分以上の合意を取得するとともに、公共施設群については新たに環境エネルギー担当部長を配置し、敷地内野立てや壁面設置の太陽光発電設備の可能性を追求することで、選定時の再エネ導入量の規模を維持することを確認。（p17）
- 米原市は、公共施設とヤンマーホールディングス株式会社の施設、耕作放棄地に太陽光発電設備を設置し、対象となる施設の民生部門の脱炭素化を図る計画であったところ。しかしながら、耕作放棄地における地権者との調整の遅延、営農者の確保不足や、事業の進捗管理体制にも課題が確認された。
 - 営農計画支援及び工事支援の担当職員を新たに配置し、担当職員を6名から11名に拡充したほか、共同提案者である滋賀県がコミットメントを高めたことにより体制の強化を図り、導入に向けた調整が難航していた耕作放棄地を変更することで、導入に向かって取り組んでいることを確認。（p18）

事業性の確保【秋田県大湯村、大阪府堺市、福岡県北九州市・北九州都市圏域17市町】

- 大湯村は、地域課題となっている未利用のもみ殻を活用したバイオマス熱供給事業により熱分野の脱炭素化を図る計画であったが、事業に係るコストの精査が必要となった。
 - バイオマス熱供給事業者と地域金融機関及び行政の度重なる協議の結果、地域金融機関からの財務に関する評価だけでなく、環境課題に取り組む事業性も踏まえた融資の決定や行政からの財政的な支援強化の目処が立ち、事業採算性の改善が見込まれたことから、無事令和6年7月にもみ殻バイオマス地域熱供給施設の竣工式を迎えることができた。（p19）
- 堺市は、野立てやソーラーカーポート、屋根置き太陽光発電設備をオフサイトPPAにより導入する計画であったが、採算性の精査や太陽光発電設備の設置場所の変更が必要となった。
 - 中小企業又は市内に本社を有する企業が優先して選定されるよう「エネルギー地産地消先導企業（仮称）」を公募し、それらの企業に採算性が確保できる屋根置き太陽光発電を導入してもらい、その余剰電力分を先行地域の公共施設に供給することで、必要な電力量を確保することを確認。（p20）
- 北九州市は、公共施設群及びリサイクル企業群において、PPAによる自家消費型太陽光発電の導入を通じて脱炭素化を図るとともに、低コスト型PPAモデルを構築する計画であったところ。しかし、PPA事業者の公募において、規模の小さい施設は事業採算性が悪いため単独での公募が困難であるほか、PPA契約期間中の防水工事のための仮移設費用がPPA単価に含まれる等の契約条件の見直しも必要となった。
 - 事業採算性が悪い施設と良い施設をグループングして発注する方法や契約条件の見直し、「株式会社北九州パワー」が廃棄物発電由来の再エネメニューとPPAを総括原価方式により料金総額が安価となるように設定した併用サービスとして提供することで、導入の加速化を図ることを確認。（p21）

4



① 地域脱炭素推進交付金について

地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)

【令和6年度予算 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

定元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**
 - 脱炭素先行地域づくり事業への支援
 - 重点対策加速化事業への支援
- 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】**

民間利益型自営線マイクログリッド等事業への支援
- 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業**

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

2020 2025 2030 2050

地域特性に応じた取組の実施に道筋

2030年度までに実行

2050年を待たずに

全国で多くの脱炭素(下り)

脱炭素地域社会を全国で実現

① 少なくとも100か所の脱炭素先行地域※
② 重点対策を全国津々浦々で実施

経済・雇用
再エネ・自然資源地産地消

快適・利便
通勤・気路向上、公共交通

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生へ

循環経済
生産性向上、資源活用

防災・減災
非常時のエネルギー確保
生態系の保全

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体

(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容		
(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生、地域裨益型) 地域再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>	

※詳しくは「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」をご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

脱炭素先行地域づくりガイドブック

73

② 地域脱炭素推進交付金に関する注意点等

活用を予定している交付金事業の申請に当たっては、様式 1:脱炭素先行地域計画提案書の「3.4 事業費の額、活用を想定している資金」に記載されたものであることを確認してください。

(1) 地域脱炭素推進交付金の交付期間

交付金の交付期間は、概ね 5 年程度（交付対象事業実施年度 + 5 年を上限）としております。

- ✓ 開始が令和 7 年度であれば最長令和 12 年度まで

(2) 交付対象外となる設備等

交付対象となる設備については、交付要綱等や脱炭素地域づくり支援サイトに掲載した「よくある御質問とその回答」もご確認ください。交付対象とならないものの例として、以下のものがあります。

- ✓ 現時点で実証段階の技術・設備
- ✓ 調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみの単独の事業
- ✓ 建物、建物の建築工事に係る基礎工事や建築物の躯体等に関する工事
- ✓ 再エネ発電設備との接続がされない蓄電池、充放電設備等
- ✓ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））

また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、システムを用いて脱炭素先行地域内に供給する場合には、以下の点にご留意ください。

- ・ 供給先は同一地方公共団体内の需要家に限られる
- ・ 発電した電気は原則脱炭素先行地域内で消費することとし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（発電量の 30%以内とする）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用にあてる

なお、執行事務費に係る合計額は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における交付限度額の 5%を上限としています。

(参考)

- 交付要綱

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#regulations>

- よくある御質問とその回答

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab-grants>

(3) 交付金の交付額の調整について

限られた予算の中で地域脱炭素の取組をできるだけ多くの地域で実施する観点から、重点対策加速化事業を実施する地方公共団体が、脱炭素先行地域に選定された場合、内容等を確認の上、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付額は両事業で最大 50 億円まで（特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合は、（50 億円 + （特定地域脱炭素移行加速化交付金の額 ÷ 2） または 60 億円のいずれか少ない額）となるよう調整いたします。

（４）地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）の活用について

公共施設等の脱炭素化の取組については、脱炭素化推進事業債等の地方財政措置の積極的な活用を検討してください。特に、脱炭素先行地域の主として取組を実施する範囲とは別に付加された公共施設における再エネ設備導入、ZEB化、LED化、高効率空調への切替え等について、地方公共団体がPPA、リース以外の方式で直接実施するものについては、地方財政措置を活用してください。なお、地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）を活用することにより、選定要件3（事業性）の評価事項の一つである「総事業費や地域脱炭素推進交付金に係るCO₂削減量1トン当たりの費用効率性」が、より高く評価されます。

地域脱炭素事業への活用が考えられる地方財政措置



脱炭素化推進事業債	脱炭素化推進事業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	辺地対策事業債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
起債充当率 90%	<ul style="list-style-type: none"> 地方負担額の1/2※に公営企業債(脱炭素化推進事業)を充当(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当) ※:電動バイク等の導入については借入経費 	100%	100%	100%
交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業ごとに元利償還金の30～50%を基礎財政需要額に算入(①、②については50%、③、④については財政力に応じて30～50%、⑤については30%) 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業(単独) <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーの導入^{注1} ②公共施設等のZEB化^{注2,3} ③省エネルギー改修^{注4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入(EV、FCV、PHEV) 再生可能エネルギーの導入(単独) <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度より、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等^{注5})に対する補助金)を対象に追加。ただし、対象事業費は導入に要する経費の2分の1を上限とする 	<ul style="list-style-type: none"> 元利償還金の80%を基礎財政需要額に算入 元利償還金の70%を基礎財政需要額に算入 	<ul style="list-style-type: none"> 元利償還金の50%を基礎財政需要額に算入 	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電(水道事業、工業用水道事業)【単独】 ・バイオガス発電、リサイクル施設等(下水道事業)【単独・補助】 ・電動バイク等の導入(EV、FCV、PHEV)交通事業(バス事業)【単独】 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、バイオマスと熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設(単独・補助)^{注6}は公共の用に供するもの整備(単独・補助) ・過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入及び省エネ改修(単独・補助) ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する農場産物の振興に資する施設(整備^{注6,7}(第三セクター等)に対する補助金を含む)【単独】 令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備^{注8}及び公共施設等のZEB化^{注2,3}を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。^{注9} 	<ul style="list-style-type: none"> 辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・辺地債の対象施設の整備として行われる再生エネ設備、省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する農場産物の振興に資する施設(整備^{注6,7}(第三セクター等)に対する補助金を含む)【単独】 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく補助事業^{注10}

※詳細については令和7年度地方債同意等基準運用要綱等を参照。

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債又は一般補助施設整備等事業債が充当可能。

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超える見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電する場合、対象外。

(注2) ZEB基準相当(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガス等の排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」)に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けたもの(第三者認証を受けたもの)を指し、ZEB基準相当の公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注4) 省エネルギー基準(BEI(総計一次エネルギー消費量を基準として一次エネルギー消費量を除いた値))が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。))に適合するための、公共施設等の改修事業。

(注5) 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業。

(注6) 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込めることから、原則として過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。

(注7) 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。FIT・FIP制度の適用を受けて売電を受ける場合も、対象外。

(注8) 農場産物の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。

(注9) 過疎債の対象施設に限る。

(注10) 「地域づくりエクス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分)が該当。

地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

地域脱炭素事業の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

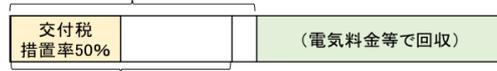
【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
 ※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】
 地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

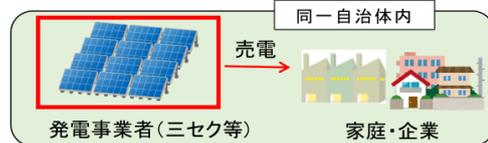
【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

対象事業費(1/2)



【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外。（地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当）

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み



- 令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「**地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み**」を公表（令和6年6月更新）。

脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において**本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこと**とされている。

- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みが**のべ164事業掲載**（令和5年度補正及び令和6年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- **脱炭素先行地域**に選定された場合に**優遇措置等**を受けることができる事業が**32事業**



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（44事業） ・ 地域脱炭素推進交付金 ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 ・ 商用車の電動化促進事業 他41事業	内閣府（10事業） ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ1/2/3等） ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型） 他7事業	総務省（9事業） ・ ローカル10,000プロジェクト ・ 分散型エネルギーインフラプロジェクト ・ ふるさと融資制度 ・ 人材面からの地域脱炭素支援 他5事業	地方財政措置（7事業） ・ 脱炭素化推進事業債 ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業） ・ 過疎対策事業債（特別枠） ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 他4事業
文部科学省（5事業） ・ エコスクール・プラス ・ 国立大学・高専等施設整備 ・ 公立学校施設の整備 ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発 ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション	農林水産省（27事業） ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消） ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立 他25事業	経済産業省（17事業） ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業 ・ 水力発電の導入加速化事業 ・ 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金 ・ 水力発電の導入加速化事業 他14事業	国土交通省（45事業） ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型） ・ 既存建築物省エネ化推進事業 ・ 都市再生整備計画事業 ・ 都市・地域交通戦略推進事業 ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援 他40事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

地方財政措置（人材育成）

脱炭素先行地域に選定された場合に配慮措置等が受けられる主な例

地方財政措置（地域の人への投資の推進（地域脱炭素関係））

1. 地域におけるリスキリングに関する地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、
 ①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
 ※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象
 【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）
 【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

(1) 自団体職員を対象とする場合
 都道府県：普通交付税措置
 市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

(2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合
 特別交付税措置（措置率0.5）

（※）複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前地方交付税措置している研修経費についても拡充。

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設
 【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

脱炭素先行地域に選定された場合に配慮措置等が受けられる主な例



府省庁	事業名	事業内容	配慮措置等
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等）	脱炭素事業とデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、主に設備整備導入が対象	採択審査時に加点
文部科学省	国立大学・高専等施設整備	国立大学や高専のZEB化等、カーボンニュートラルに向けた先導的・効率的な取組の推進 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、国有施設等は対象外	事業選定時に加点
農林水産省	みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消）	家畜排泄物等のバイオマスを活用したバイオガスプラント導入等の支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、設備導入事業を対象としており建屋が対象外のほか、バイオ液肥関係等も対象外。	採択審査時に加点
経済産業省	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金	オフサイト太陽光発電(2MW以上)の導入 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、自家消費のための再エネ設備を対象としており、系統を利用するオフサイト太陽光発電は、2MW未満までを対象	採択審査時に加点
経済産業省	水力発電の導入加速化事業	水力発電の事業化に向けた初期調査等への支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、中小水力発電設備導入を対象としており、FS調査等は対象外	採択審査時に加点
国土交通省	既存建築物省エネ化推進事業	既存オフィスビル等の省エネ改修への支援 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、ZEB化水準を前提とした省エネ改修を対象としており、それ以外の省エネ改修は対象外	評価において考慮

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり 支援事業 脱炭素地域づくり支援サイト

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度予算 758百万円(800百万円)】 環境省
【令和5年度補正予算額 1,885百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたソーシング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ① 再エネ促進区域の設定等に向けたソーシング支援
- ② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①②③(2)①② 間接補助(定率;上限設定あり)
(1)④(2)③(3) 委託事業
- 補助・委託対象 (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④(2)②③(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、(1)④(3)②③は令和5年度～
(2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素とは はじめた 脱炭素先行地域 重点対象 交付金 支援メニュー等 取組事例 地域脱炭素プラットフォーム 脱炭素都市づくり大賞 お問い合わせ

設備導入支援

くわしく見る

計画策定等支援

くわしく見る

人材支援

くわしく見る

情報提供等支援

くわしく見る

その他支援

くわしく見る

地方財政措置

くわしく見る

(全体版) 地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの目次 +

○脱炭素地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

- 脱炭素先行地域

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

- 脱炭素先行地域 選定結果

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#regions>

- 脱炭素先行地域 フォローアップ

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#followup>

- 重点対策加速化事業

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

- 地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

○地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/

○脱炭素ポータル

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/index.html

○脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

○地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

○再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy>

○環境省ローカル SDGs ～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>



問い合わせ先

脱炭素先行地域の応募、検討等に当たっては、管轄の地方環境事務所に早めに御相談ください。

地方環境事務所	メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-HOKKAIDO@env.go.jp 011-299-2460	北海道
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-tohoku@env.go.jp 022-207-0734	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env.go.jp 024-573-7352	福島県
関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KANTO@env.go.jp 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨 県・静岡県
中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUBU@env.go.jp 052-385-4248	富山県・石川県・福井県・ 長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-Kinki@env.go.jp 06-6881-6511	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp 086-223-1544	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国事務所 地域脱炭素創生室	CN-SHIKOKU@env.go.jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 096-322-2415	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県（奄美群島の各 地方公共団体を除く。）
沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 098-836-6400	鹿児島県（奄美群島の各 地方公共団体） 沖縄県

